

みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2次袖ヶ浦市環境基本計画 【改定版】



SODEGAURA
CITY



2020年3月
(2026年1月改定)

袖ヶ浦市

地球温暖化対策をはじめとする環境問題は、世界共通の課題であることを勘案し、計画本文における平成以降の年数表示は原則として西暦表記としています。ただし、データ等の引用元において和暦が使用されている場合は和暦表記としています。

はじめに



温暖な気候の下、古くから農林水産業を中心に人々の生活が営まれてきた袖ヶ浦市は、昭和40年代から臨海部の工業化が進み、これを契機に内陸部丘陵地において宅地や道路が整備され、市街地が形成されてまいりました。その過程において、大気汚染、水質汚濁等の生活環境や自然環境の悪化等の問題が生じましたが、環境保全協定をはじめ、法令等に基づく環境保全の取り組みを強く推進したことにより、産業活動に伴う環境問題については、一定の成果を収めました。

また、本市は、1999年に袖ヶ浦市環境条例を制定するとともに、2003年に、安全で快適なうらおいのある環境都市を目指して袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。その後の社会状況の変化等に対応するべく、2020年には新たに第2次袖ヶ浦市環境基本計画を策定し、長期的な目標や取組方針に基づく総合的な環境施策を進め、産業活動だけでなく都市生活型の環境問題に取り組むとともに、自然環境の保全を図ってまいりました。

一方で、1980年代後半から世界的な問題として各国で認識が共有される地球温暖化は、日々、深刻化し、異常気象や集中豪雨による災害を引き起こしております。令和元年には台風第15号・第19号により、本市も甚大な被害を受けるなど、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量削減は喫緊の課題であり、早急な対策が求められています。

このような状況の中、世界では気候変動に関する締約国会議（COP）等において地球温暖化問題におけるさまざまな合意が交わされ、国内では2024年に第六次環境基本計画が策定されるなど、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化をしております。本市においても地球温暖化対策実行計画の策定や再生資源物の屋外保管に関する条例の制定など、第2次袖ヶ浦市環境基本計画を策定以降、環境行政を積極的に推進してまいりました。

こうした社会情勢の変化や環境行政の進展に対応するため、この度「第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】」を策定しました。

この計画では、昨今の環境等に対する動向やこれまでの計画の進捗状況等を考慮し、5つの基本目標と20の基本施策を掲げ、誰にでも分かりやすく実践しやすい90の主な取組を設定し、市民、事業者及び市の各主体が積極的に環境配慮行動に取り組むことにより、袖ヶ浦市が目指す環境像「みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦」の実現を目指してまいります。

結びに、この改定にあたり、貴重なご意見・ご協力を頂きました市民の皆様、袖ヶ浦市環境審議会委員の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後は、見直しを行いました「第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】」を市民・事業者の皆様とともに推進し、より良い袖ヶ浦市の実現を目指してまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2026年1月

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

目 次

第1章 計画の基本的事項	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画家庭の背景	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の対象範囲	4
第5節 計画期間	4
第6節 計画の構成	5
第2章 環境問題等に対する動向	6
第1節 国際的な動向	6
第2節 国内の動向	6
第3節 袖ヶ浦市の動向	7
第4節 袖ヶ浦市の社会条件及び気象条件	8
第3章 計画の目標	10
第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像	10
第2節 基本目標	11
第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向	13
第1節 施策展開の基本的な考え方	13
第2節 各分野の施策	16
1 地球環境を思いやるまち	16
2 快適で安全に生活できるまち	28
3 豊かな自然と共生するまち	36
4 循環型社会を形成するまち	44
5 環境保全活動を推進するまち	52
第5章 計画の推進	60
第1節 計画推進の基本的な考え方	60
第2節 計画の推進体制	60
第3節 各主体に求められる役割	62
第4節 計画の進行管理	67
資料編	68
1 計画策定の経過	69
2 関係例規	70
3 諮問及び答申	75
4 用語集	77

コラム

① ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	17
② デコ活	18
③ 蛍光ランプ	21
④ 市庁舎とBELS	22
⑤ エコドライブ10	23
⑥ 気候変動	25
⑦ 廃棄物等の適正処理	31
⑧ 生物多様性	39
⑨ 特定外来生物	41
⑩ 森林浴の効果	53

第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

袖ヶ浦市（以下「本市」という。）では、1999年に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を2003年に策定、その後、中間見直しを実施し、2013年に袖ヶ浦市環境基本計画（改訂版）を策定しました。

近年、持続可能な開発目標（SDGs）や地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めたパリ協定、2019年6月に開催されたG20大阪サミット等の国際的な動向、気候変動適応法の施行、第五次環境基本計画、地球温暖化対策計画の策定等の国内の動向や、第三次千葉県環境基本計画の策定など、環境に係る状況の変化に対応するとともに、袖ヶ浦市総合計画の策定に合わせ、計画の期間を前倒しし、2020年度を初年度とする第2次袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。

第2節 計画改定の背景

2025年度は、第2次袖ヶ浦市環境基本計画の中間年度にあたります。

この間、世界的な生物多様性に関する目標である30by30や、我が国では第六次環境基本計画、生物多様性国家戦略2023-2030、地球温暖化対策推進法の改正があり、また、本市においても再生資源物の屋外保管に関する条例の施行や、2050年カーボンニュートラル実現に向け、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画を策定しました。

このように、計画策定後における、国内外および市内の環境を取り巻く状況の変化に対応するため、計画を改定しました。

第3節 計画の位置付け

本計画は、袖ヶ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ヶ浦市総合計画との整合を図っています。

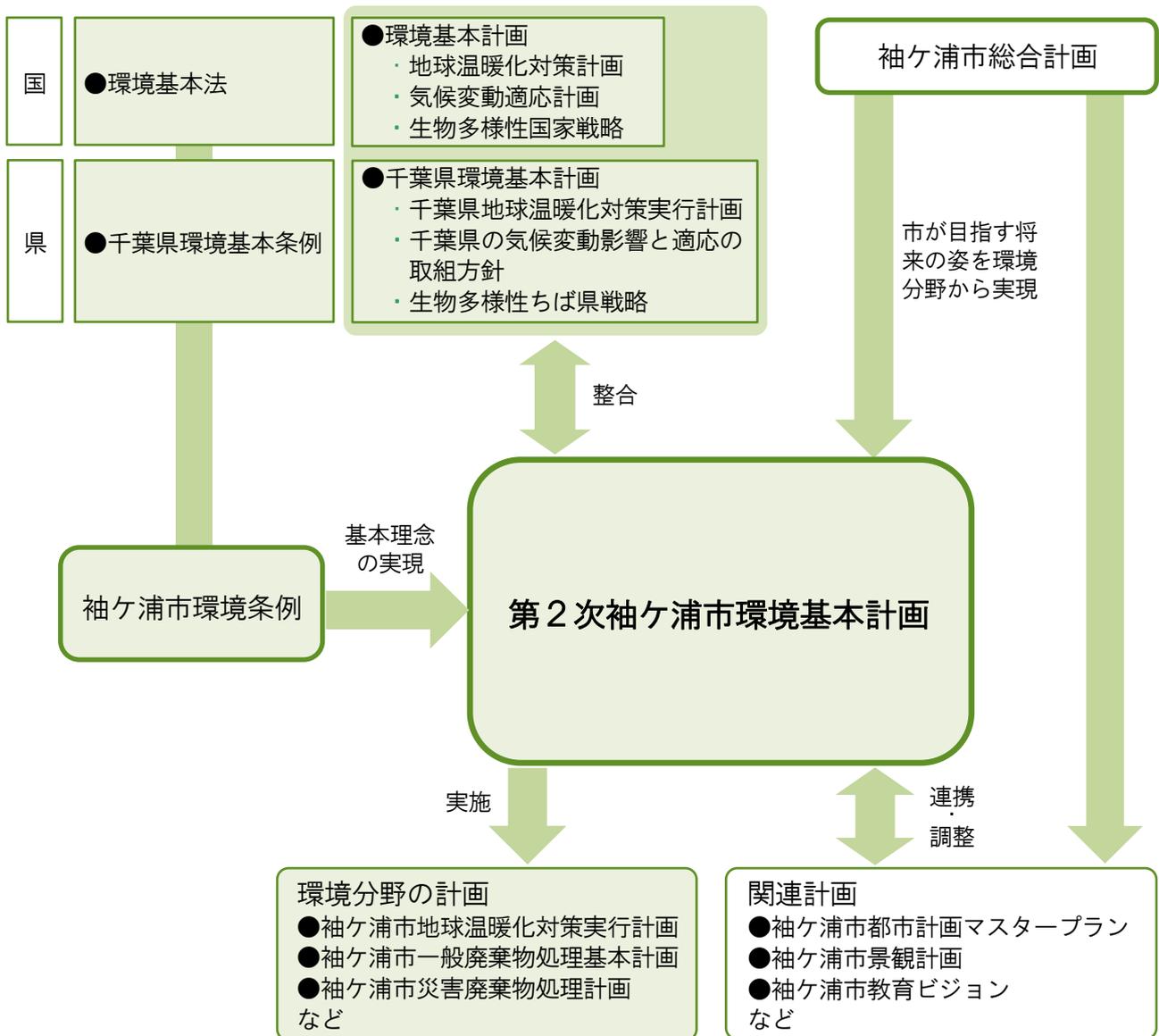
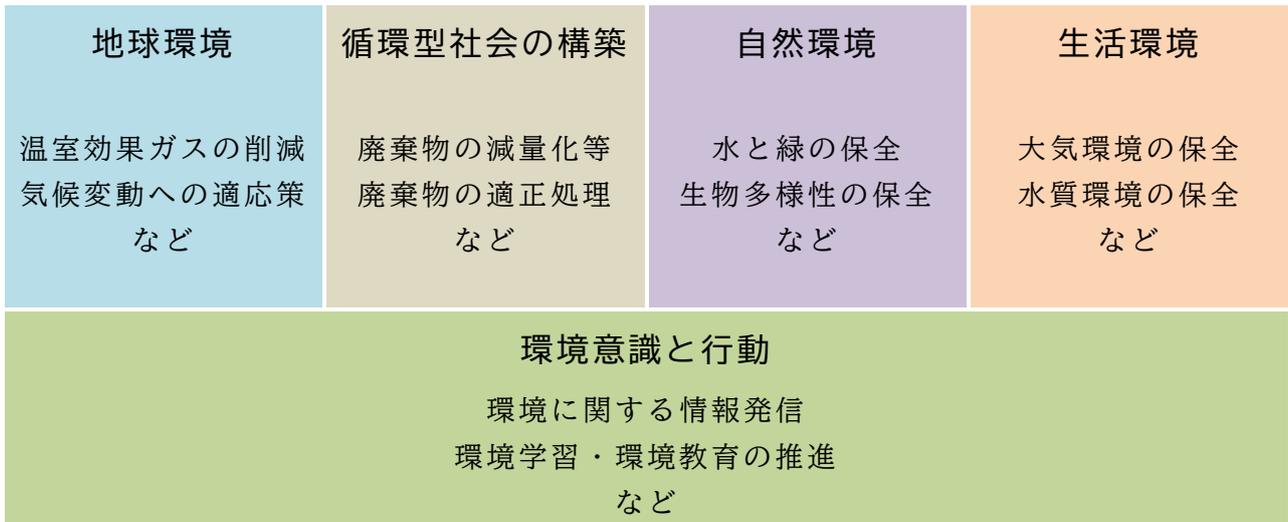


図 計画の位置付け

第4節 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、他自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、「地球環境」、「循環型社会の構築」、「自然環境」、「生活環境」、「環境意識と行動」の各分野に体系化した環境施策全般とし、取組を進めていきます。



第5節 計画期間

計画の期間は、2020年度から2031年度までの12年間とします。ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等により、適宜見直しを行います。

年度 項目	令和	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
上位計画期間 (総合計画)	前期基本計画							後期期基本計画					
本計画期間	第2次袖ヶ浦市環境基本計画												
								改定版					

中間年度見直し

図 計画期間

第6節 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	第2節	計画の位置付け	第3節	計画の対象範囲
第4節	計画期間	第5節	計画の構成		

第2章 環境問題等に対する動向

第1節	国際的な動向	第2節	国内の動向	第3節	袖ヶ浦市の動向
第4節	袖ヶ浦市の社会条件及び気象条件の変化				

第3章 計画の目標

第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

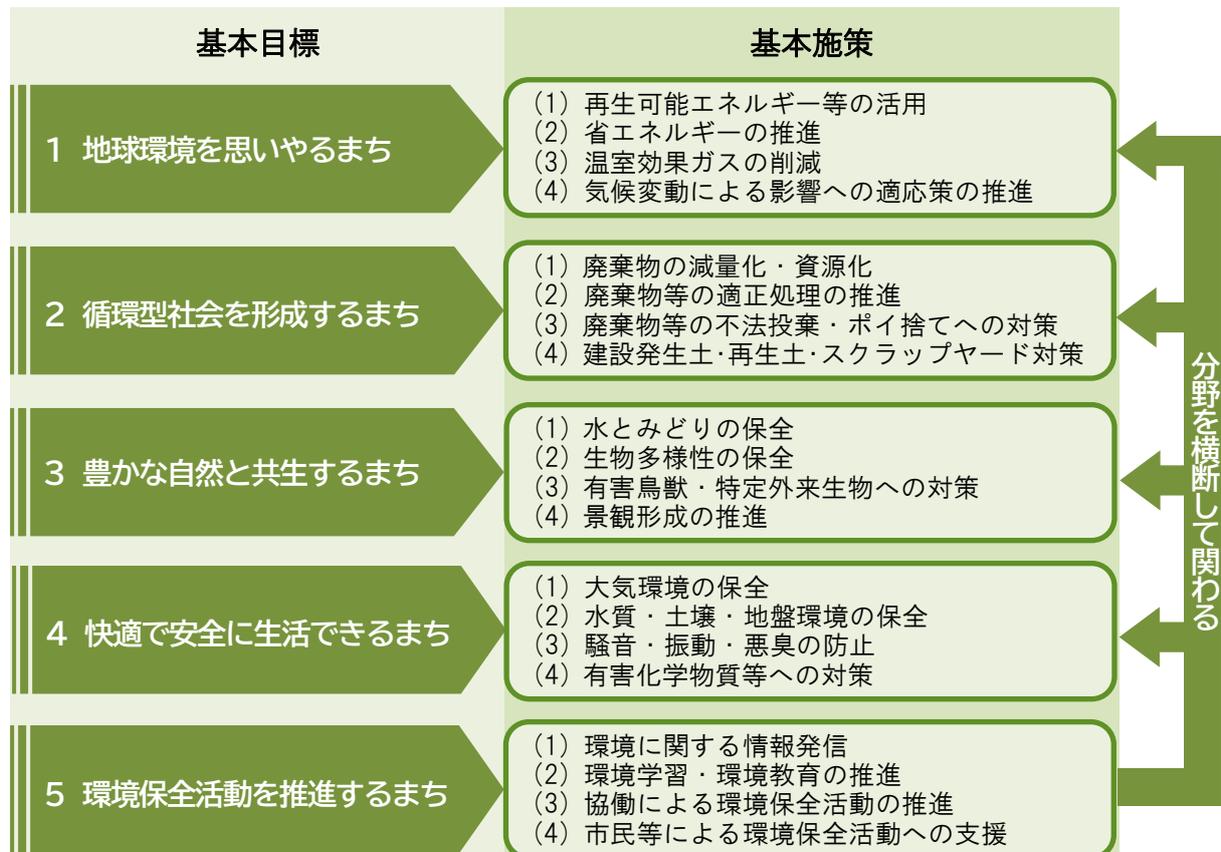
みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2節 基本目標

- ・地球環境を思いやるまち
- ・循環型社会を形成するまち
- ・豊かな自然と共生するまち
- ・快適で安全に生活できるまち
- ・環境保全活動を推進するまち

第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦



第5章 計画の推進

第1節	計画推進の基本的な考え方	第2節	計画の推進体制
第3節	各主体に求められる役割	第4節	計画の進行管理

第2章 環境問題等に対する動向

第1節 国際的な動向

近年、地球環境問題や生物多様性の損失の問題等、全地球的な人間の生命をも脅かす問題が山積しています。このような地球規模にまで及ぶ環境問題に対して、全人類的な対応が必要であることが、国際的にも共有されています。

2023年にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次報告書が公表され、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～20年に1.1℃の温暖化に達し、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしていると示されています。

2021年には、パリ協定を具体的に実行するための合意事項を定めた「グラスゴー気候合意」が採択され、気温上昇を1.5℃に制限するための努力を継続することを決意することが表明されたほか、各国が2030年までの温室効果ガス排出削減目標(NDC)を強化することが盛り込まれました。

また、2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組において、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標、いわゆる30by30が示されました。

第2節 国内の動向

国では、こうした地球環境問題への対応を踏まえ、長期的かつ総合的な環境の保全に関する施策を推進するため、環境基本法を制定するとともに、1994年に同法の規定に基づく環境基本計画を閣議決定しました。

環境基本計画は、その後見直しが行われ、2024年に閣議決定された第六次環境基本計画では、計画の目的について「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング/高い生活の質』」と明記し、国民一人一人に寄り添う姿勢が明確化されました。

地球温暖化対策では、グラスゴー合意の採択を受け、2025年に閣議決定された地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの排出量を2035年に60%、2040年に73%削減する目標を定めました。

また、2023年3月に新たな生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定し、2030年までに、ネイチャーポジティブ(自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること)実現に向けた目標の一つとして30by30を位置づけています。

千葉県では、2008年に生物多様性ちば県戦略、2019年に第三次千葉県環境基本計画が既に策定されており、環境問題に適切に対応し、県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指して、国と連動した取組の総合的かつ計画的な推進を図っています。

第3節 袖ヶ浦市の動向

本市では、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しましたが、この過程で大気や水の汚染等による生活環境の悪化、宅地開発等による身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、工場との公害防止のための協定締結や、袖ヶ浦市環境条例、各種関係法令に基づき公害防止対策を進めるとともに、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例等により開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めた結果、大気汚染物質や水質汚濁の軽減など、一定の成果を収めてきました。

その一方で、人口の増加に伴い市北西部を中心に都市化が進行し、そのような中で電気や燃料の使用等に伴う温室効果ガスの排出削減が求められており、また、内陸部においては休耕田の荒廃が進むなどの周辺環境の変化により、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加による農作物等への被害などの広域的な環境問題が顕在化しており、さらには、廃棄物の不法投棄やポイ捨て、ごみ出しのマナーや自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境問題も依然として存在します。

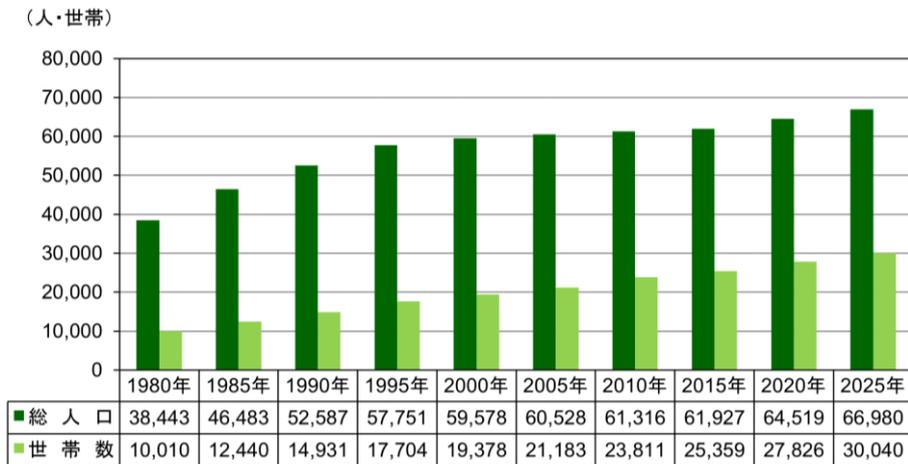
本市では、1999年に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づいて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2003年に袖ヶ浦市環境基本計画を策定し、また、近年世界規模で課題となっている地球温暖化問題につきましては、本市においても快適で安心な暮らしを次世代へつなぐべく、あらゆる主体が一体となり2050年カーボンニュートラルの実現を目指す「袖ヶ浦市カーボンニュートラル宣言」を表明し、また同年策定した袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画に基づき、脱炭素化の取組を推進しており、併せて、同計画に包含する形で気候変動適応計画により、気候変動への適応に係る各種取組について実行しております。

その他にも、本市において、再生資源物の屋外保管場からの騒音や油の流出が問題となっていたことから、2023年に本市独自の再生資源物屋外保管条例を施行し、市民生活の安全の確保と生活環境の保全に努めております。

第4節 袖ヶ浦市の社会条件及び気象条件

1 人口

本市は、千葉県の中西部、東京湾沿いのほぼ中央に位置しており、都心からは直線距離で約35キロメートル、時間距離にして袖ヶ浦駅から東京駅まで総武線快速で約80分、京葉線で最短約60分の位置にあります。1997年に開通した東京湾アクアラインを経由する高速バスでは、羽田空港まで最短で22分、品川駅まで約44分、横浜駅まで約39分で結ばれており、東京都や神奈川県へのアクセスの利便性の良さなどから、人口が増加しています。

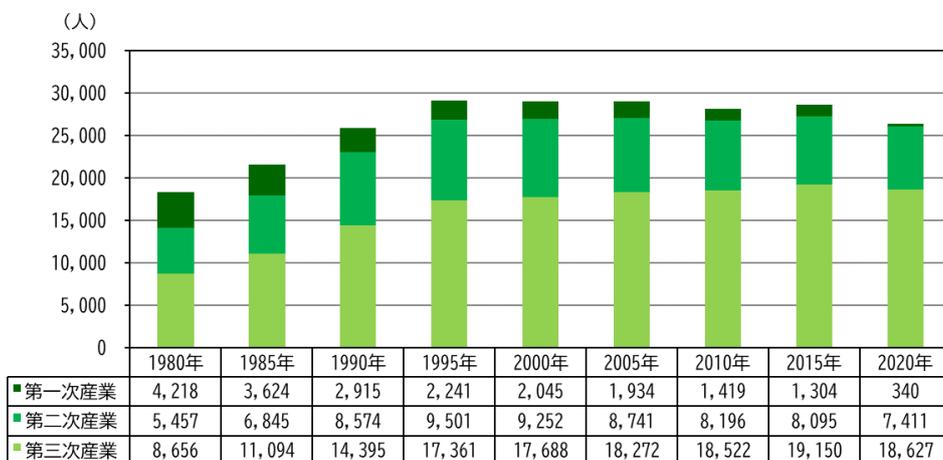


出典：袖ヶ浦市住民基本台帳

図 人口・世帯数の推移（各年4月1日現在：住民基本台帳人口）

2 産業構造

本市の産業は、かつて海苔養殖を主とした漁業と稲作を主とした農業が中心でしたが、昭和30年代に始まった京葉臨海工業地帯の造成に伴う企業進出等により、就業人口の増加とともに産業構造の変化に伴って就業構造も大きく変化しました。また、市の北側は首都圏整備法による近郊整備地帯であり、東京湾アクアライン及び同連絡道を軸として、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備により交通アクセスの利便性が高まっております。



出典：国勢調査結果

図 産業別就業者数の推移（各年10月1日現在）

3 土地利用

本市の土地利用状況は、2023年時点で、田畑が30.2%、宅地が22.0%、山林他47.8%（内訳：池沼0.1%、山林15.1%、原野0.7%、雑種地9.6%、その他22.3%）となっており、年々田畑が減少し、宅地が増加しています。

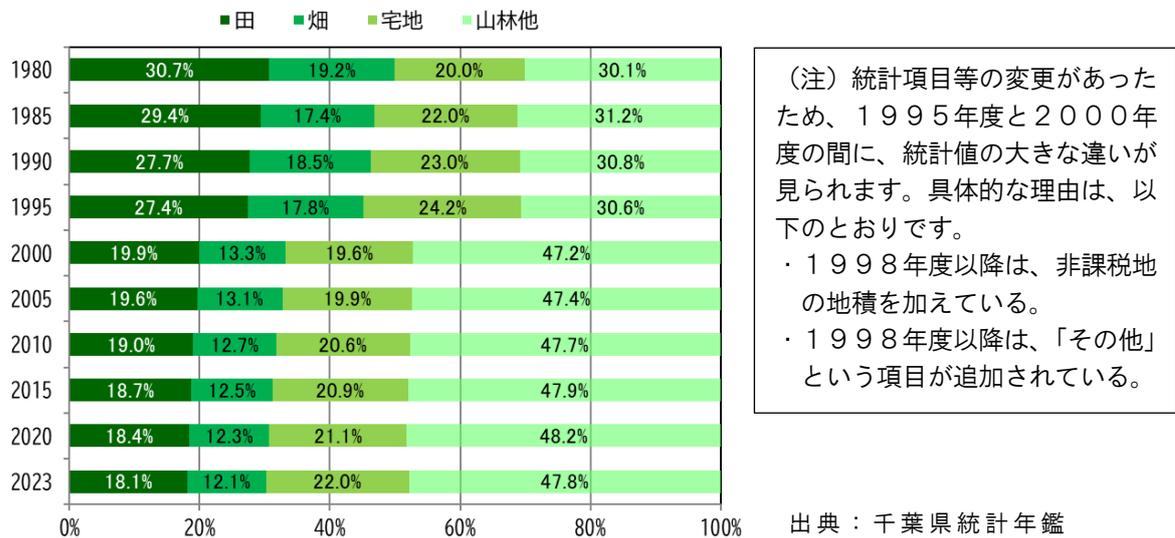
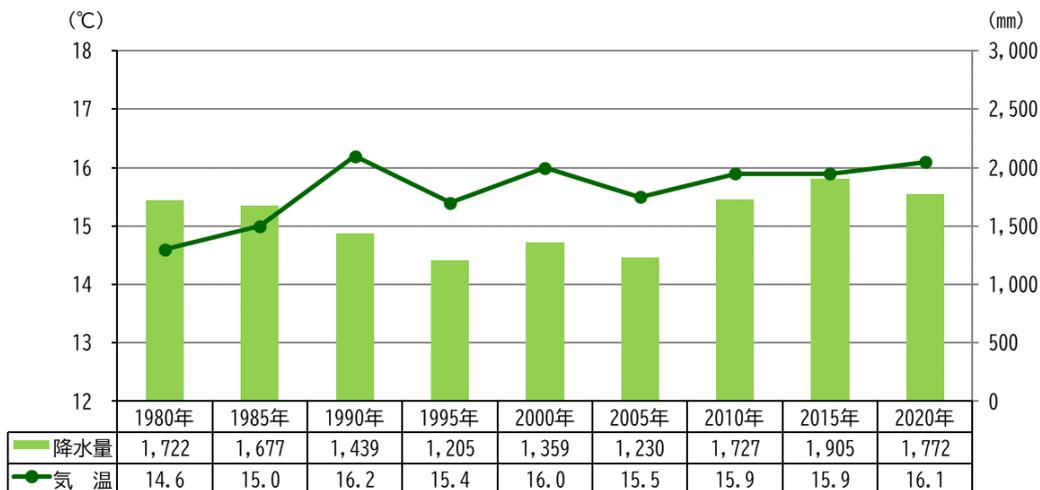


図 土地利用面積の推移

4 気温・降水量

本市は、東京湾岸に位置しているため、海流の影響を受け、温暖な気候を呈しています。

最寄りの気象官署としては、気象庁アメダス木更津観測所があり、観測所における過去40年間（1980年から2020年まで）の統計によると、年間平均気温は1℃程度の上昇を示し、年間降水量は直近20年で増加傾向が見られます。



出典：気象庁（アメダス 木更津観測所データ）

図 過去40年間の年間平均気温と年間降水量

第3章 計画の目標

第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

袖ヶ浦市総合計画後期基本計画では、「第5章 環境」において、「環境保全」と「廃棄物・リサイクル」の2項目について、目指す姿を次のように定めています。

項目	目指す姿
環境保全	豊かな自然環境が保全され、地球にやさしい持続可能な社会が形成されるとともに、快適な暮らしが送られています。
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・再資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしく持続可能な形で資源を利用する循環型社会に移行しています。

袖ヶ浦市総合計画が目指す姿を環境面から実現していくため、本計画の目指す環境像を次のように定めます。

本市は、約6万6千人の人口を有する県内有数の工業都市であり、千葉県の中西部に位置し、東京湾に面しています。

市内には、臨海部に工業地帯や住宅地が位置する一方で、四季折々の花が楽しめる袖ヶ浦公園、東京湾アクアラインが望める袖ヶ浦海浜公園があり、また、内陸部には、小櫃川や浮戸川沿いの平野に広がる稲作地帯、平野の北側に位置する台地には畑と集落、屋敷林が織りなす景観が広がり、さらに北東部から東部及び西南部には様々な森林が形成されるなど、多くの自然が残されています。

このすばらしい環境を市民一人ひとりが大切にし、未来を担う子ども達に伝えていかなければなりません。そして自然と共生する快適な生活環境を守り、創出していく必要があります。

近年では、日常生活や事業活動により、様々な環境負荷が生じており、環境に関する取組の重要性はますます高まるとともに、環境を取り巻く課題は、様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、市の各主体が環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

本市の良好な環境づくりのために、市民、事業者、市が計画を推進していく姿勢を誰にでも分かりやすく表した目標を「目指す環境像」として掲げます。

みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2節 基本目標

「目指す環境像」を実現するため、次のとおり5つの基本目標を設定し、様々な環境施策を実施します。

1 地球環境

基本目標1 地球環境を思いやるまち

私たちの日々の生活や事業活動は、電気、ガス、ガソリンなど多くのエネルギーの消費により成り立っており、エネルギーの消費による二酸化炭素（以下、「CO₂」という）の発生等が要因となって地球温暖化が進行し、気候変動などの影響が生じています。

持続可能な低炭素社会を実現するため、「再生可能エネルギー等の活用」や「省エネルギーの推進」により、「温室効果ガスの削減」等を図ります。

また、地球温暖化による気候変動に起因して、環境、経済、社会に影響が生じていることから、これらに対する「適応策」を推進します。

2 循環型社会の構築

基本目標2 循環型社会を形成するまち

大量生産、大量消費、大量廃棄というかつての社会経済システムは、天然資源の枯渇やエネルギーの大量消費等の多くの問題を引き起こしてきました。

私たちは、廃棄物が貴重な資源となる可能性を秘めていることを認識し、これらが適正に循環する社会構造へと転換させていくことが必要となります。

循環型社会の形成に向けた種々の取組を実効性のあるものとするために、「廃棄物の減量化・資源化」を推進し、リサイクル活動等に取り組みとともに、「廃棄物等の適正処理」の推進を図ります。

また、「廃棄物等の不法投棄・ポイ捨て」に対する監視等とともに、「建設発生土・再生土・スクラップヤード対策」など、廃棄物等の適正な処理を推進します。

3 自然環境

基本目標3 豊かな自然と共生するまち

本市では、海、山、川等の豊かな自然環境に囲まれ、そこには多種多様な生物が生息しており、これらは市民が共有する地域の財産として、次の世代に引き継いでいく必要があります。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって自然からの恵みを持続的に享受するためには、地域の特性に応じて、湖沼・沿岸域の水環境や、農地、森林、里山等の「水とみどりの保全」を図ることや、絶滅が危惧される希少な野生生物の保護等の「生物多様性の保全」に向けた活動の継続が重要です。

一方では、農作物や人の生活に悪影響をもたらす有害鳥獣や、生活への影響に加えて、生態系等への影響を及ぼす特定外来生物は、必要に応じて駆除を行うなどの「有害鳥獣・特定外来生物への対策」が必要であり、人と野生生物が適切に共存できる環境を目指します。

さらに、市内には、連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸の富士山を望む広大な眺望等があり、これらを景観資源と捉えた「景観形成の推進」を図ります。

4 生活環境

基本目標 4 快適で安全に生活できるまち

市民一人ひとりが健康で快適な生活を送るためには、大気や水質等を良好な状態に保ち、身近な生活環境における不快な騒音、振動、悪臭等の影響に悩まされないことがないようにしていくことが重要です。

人の生活や産業活動によって生じる大気汚染や水質汚濁等は、人の健康や生態系に深刻な影響をもたらす恐れがあるため、「大気環境の保全」及び「水質、土壌、地盤環境の保全」を図り、安全な生活環境を保全するとともに、「騒音、振動、悪臭の防止」を図り、快適な暮らしを確保してまいります。

また、「有害化学物質等への対策」として調査等を実施し、市民に情報提供を行うことにより、安心して暮らせるまちを目指します。

5 環境意識と行動

基本目標 5 環境保全活動を推進するまち

良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境問題の本質を理解し、日常生活において環境に配慮した行動ができる人材の育成が重要です。

市民一人ひとりが環境に関心を持ち、知識を深め、環境保全に向けた行動のきっかけとなるよう、「環境に関する情報発信」を継続的に実施するとともに、「環境学習・環境教育の推進」により環境意識の啓発を行ってまいります。

また、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者との「協働による環境保全活動の推進」を図るとともに、自ら進んで活動する方々を後押しすべく、「市民等による環境保全活動への支援」を行ってまいります。

第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

第1節 施策展開の基本的な考え方

本章では、前章に掲げた「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「循環型社会の構築」、「環境意識と行動」の分野ごとの目標の実現に向けて、SDGsの目標も踏まえ、市民、事業者、市が協力して進めていく最も基本となる行動を示す基本施策を掲げ、それぞれの施策に沿って主な取組を示します。

また、本計画では複雑多様化する環境問題に対応するため、特定の施策にとどまらず、複数の施策にまたがって分野横断的な視点により施策を展開します。

【持続可能な開発目標（SDGs）について】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに世界が達成すべき17の目標と169のターゲットのことです。

SDGsの17の目標を見ると、「目標6（水）」、「目標7（エネルギー）」、「目標12（生産・消費）」、「目標13（気候変動）」、「目標14（海洋）」、「目標15（生態系・森林）」の目標は、特に環境との関わりが深くなっています。



図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のアイコン

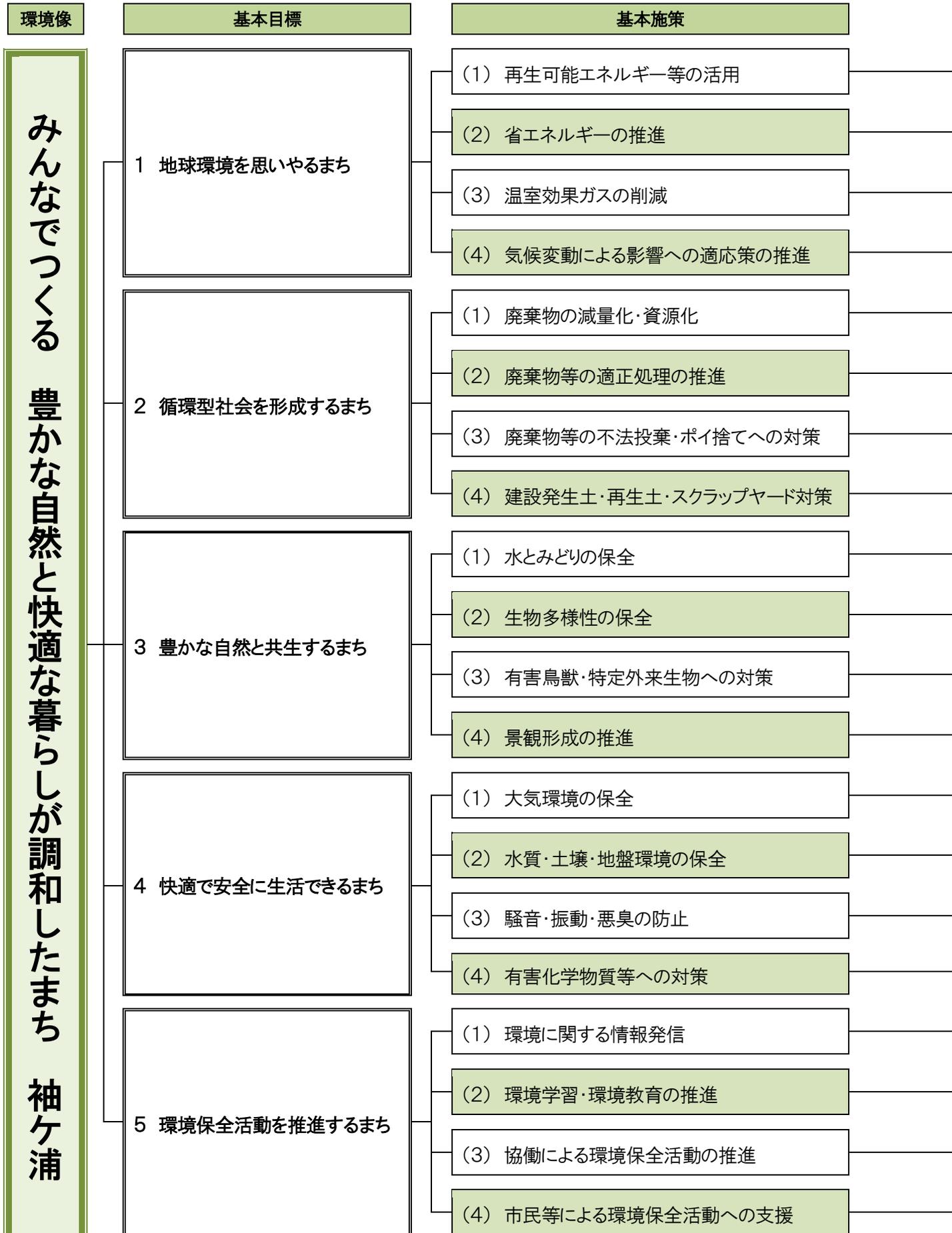
SDGsの目標

目標	内容
1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー ^{※1} の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント ^{※2} を図る
6	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク ^{※3} を推進する
9	レジリエントなインフラ ^{※4} を整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション ^{※5} の拡大を図る
10	国内および国家間の不平等を是正する
11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包括的な制度を構築する
17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ ^{※6} を活性化する

※1 ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別のこと
 ※2 エンパワーメント：人々に夢や希望を与え、勇気付け、人が本来持っている素晴らしい、生きる力を湧き出させること
 ※3 ディーセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事のこと
 ※4 レジリエントなインフラ：強靱な社会資本（道路、港湾、空港、鉄道、電信電話等）のこと
 ※5 イノベーション：新しいものを生産する、又は既存のものを新しい方法で生産すること
 ※6 グローバル・パートナーシップ：世界平和、環境問題等の世界的問題の解決のため提携すること

出典：国際連合広報センターウェブサイト

図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



体 系 図

主な取組
①住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進 ②公共施設への再生可能エネルギーの導入 ③再生可能エネルギー等に関する普及啓発 ④事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導
①省エネルギーに関する情報発信等 ②環境に配慮した製品に関する普及啓発 ③照明のLED化の推進 ④省エネルギーにつながる取組の推進 ⑤家庭や事業所における電気使用量の把握
①地球温暖化対策実行計画の推進と公表 ②公共施設の省エネ化の推進 ③次世代自動車の導入推進 ④エコドライブの推進 ⑤公共交通の利用促進 ⑥自転車利用の普及拡大
①気候変動の影響に関する情報の収集等 ②各分野における適応策の推進
①3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発 ②プラスチックごみの減量化・再資源化 ③食品ロスに関する普及啓発 ④バイオマスの利活用 ⑤生ごみ肥料化容器助成制度の実施
①廃棄物等の適正処理に関する情報発信 ②農業用廃プラスチック処理対策の推進 ③廃棄物処理制度の見直しの検討 ④広域廃棄物処理施設の整備と運用 ⑤災害廃棄物処理計画の適切な運用
①廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進 ②市職員全員による監視の実施 ③不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施 ④空き地等の雑草対策の推進
①土砂等対策指導員による監視等の実施 ②土地所有者等への啓発 ③建設発生土・再生土の適正管理 ④関係機関との連携 ⑤再生資源物の屋外保管事業場への対策
①公共施設における緑地の適正管理 ②水と緑の里整備 ③農業用ため池周辺の環境整備 ④農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等 ⑤保存樹木・樹林の保全 ⑥緑地保存協定の締結 ⑦緑の基本計画の策定
①生物多様性に関する普及啓発 ②遊休・荒廃農地の調査活用 ③希少な野生生物の調査等 ④生物多様性地域戦略の策定
①有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発 ②鳥獣被害防止計画の推進 ③有害鳥獣・特定外来生物の防除
①都市公園の整備・維持管理 ②景観としての農業環境の保全 ③農村公園・フラワーラインの景観維持 ④景観計画の適切な運用 ⑤景観まちづくり活動の推進 ⑥県屋外広告物条例の適用 ⑦美化活動の実施
①大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②発生源施設への対策 ③自家焼却・野焼きに対する指導 ④公害防止施設の設置指導
①水質環境の監視及び市民への情報提供 ②下水道施設の適正管理 ③生活排水の負荷軽減に関する普及啓発 ④事業者への排水適正管理の指導 ⑤浄化槽の適正な維持管理の指導 ⑥地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進
①道路における騒音・振動対策の推進 ②航空機騒音対策の推進 ③家畜糞尿処理対策の推進 ④工場等への監視等の継続
①有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②農薬等の適正使用の推進 ③事業所等における有害化学物質の管理の推進 ④新たな化学物質への対応
①市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表 ②広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供 ③環境に関する補助教材の提供
①環境学習講座等の実施 ②子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等 ③社会教育施設を通じた環境教育活動の推進 ④学校における環境教育の推進 ⑤農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施
①ボランティアとの協働による里山の保全 ②清掃活動の実施 ③花いっぱい運動の推進 ④資源回収制度の推進
①環境保全に係る市民活動への支援 ②公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加 ③環境に関する多様な人材の把握

第2節 各分野の施策

1 地球環境を思いやるまち

関連する
SDGs目標



(1) 再生可能エネルギー等の活用

現状と課題

我が国は、電気、ガス、水道等のインフラを維持するためのエネルギーのほとんどを輸入による化石燃料に依存しています。

2011年の東日本大震災以降、それまでエネルギー自給率を上げていた原子力発電によるエネルギー計画が崩壊し、安全かつ持続的に自給できる再生可能エネルギーが注目されるようになりました。

市では、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー等に関する普及啓発を行い、住宅、事業所等への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市自らも公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討しています。

また、事業用太陽光発電設備の導入における近隣トラブルなどのリスクが懸念されるため、適正な設置や管理が求められています。

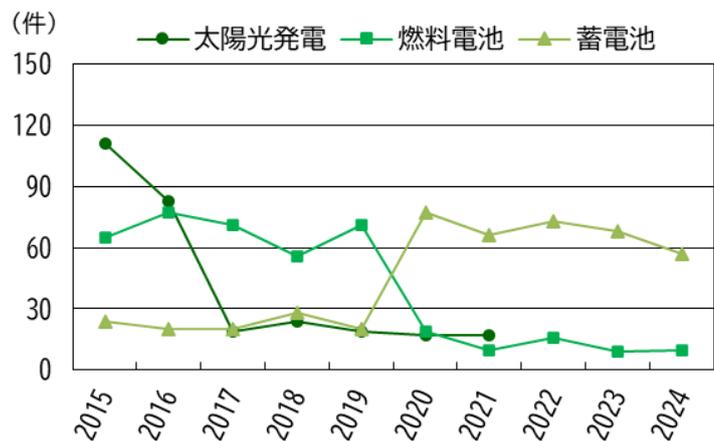


図 再生可能エネルギー設備等の補助件数の推移 (袖ヶ浦市)

目指す姿

市内の家庭や事業所において、再生可能エネルギー設備の導入が進み、再生可能エネルギーが継続的に活用されています。

目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
再生可能エネルギー設備等の補助件数 (累計)	1, 178件 (2018年度)	2, 350件 (2031年度)	太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H 充放電設備

主な取組

① 住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進

住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の設備の導入促進を図ります。また、住宅については、県の補助事業を活用して、補助金を交付します。



写真 太陽光発電システム

② 公共施設への再生可能エネルギーの導入

公共施設に再生可能エネルギーを導入することで、市民や事業者に対する普及啓発を行うことができるため、防災拠点となる施設等について、導入を検討します。

③ 再生可能エネルギー等に関する普及啓発

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できる国産エネルギー源であるため、最新の技術動向等の情報を収集し、市民や事業者に普及啓発を行います。

④ 事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導

太陽光発電設備の設置による近隣トラブルなどを未然に防止するため、2019年4月に施行した袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、事業者に対して太陽光発電設備等の適切な設置と管理方法について指導します。



写真 事業用太陽光発電設備

コラム① ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

住宅の外側に当たる窓や壁等の断熱性能等を大幅に向上させ、高い効率の設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを導入することにより、一年を通じての一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とした住宅をいいます。

簡単に言うと、「使うエネルギー」と「創るエネルギー」では、「創るエネルギー」の方が多い住宅です。

政府が普及を進めている住宅システムであることから補助金を受け取ることができますが、条件が決まっていますので、新築住宅を建てる際に確認してください。

ZEHとは、「快適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅

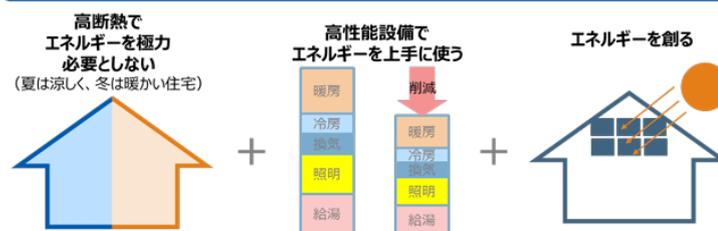


図 ZEHとは

出典：環境省

コラム② デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、私たちの家庭や暮らしにおいても、温室効果ガスの削減が求められています。

そこで、2022年に環境省は日常生活における温室効果ガスの削減する行動を促進するため、国民一人ひとりのライフスタイル変革を後押しする「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を発足させました。

デコ活につきましては、13のアクションが掲げられており、その中でもまず初めに取り組むべきものとして以下の4つのアクションが提示されています。

デ 電気も省エネ 断熱住宅

断熱住宅にすることで、夏は涼しく、冬は暖かい快適な室内環境となります。

コ こだわる楽しさ エコグッズ

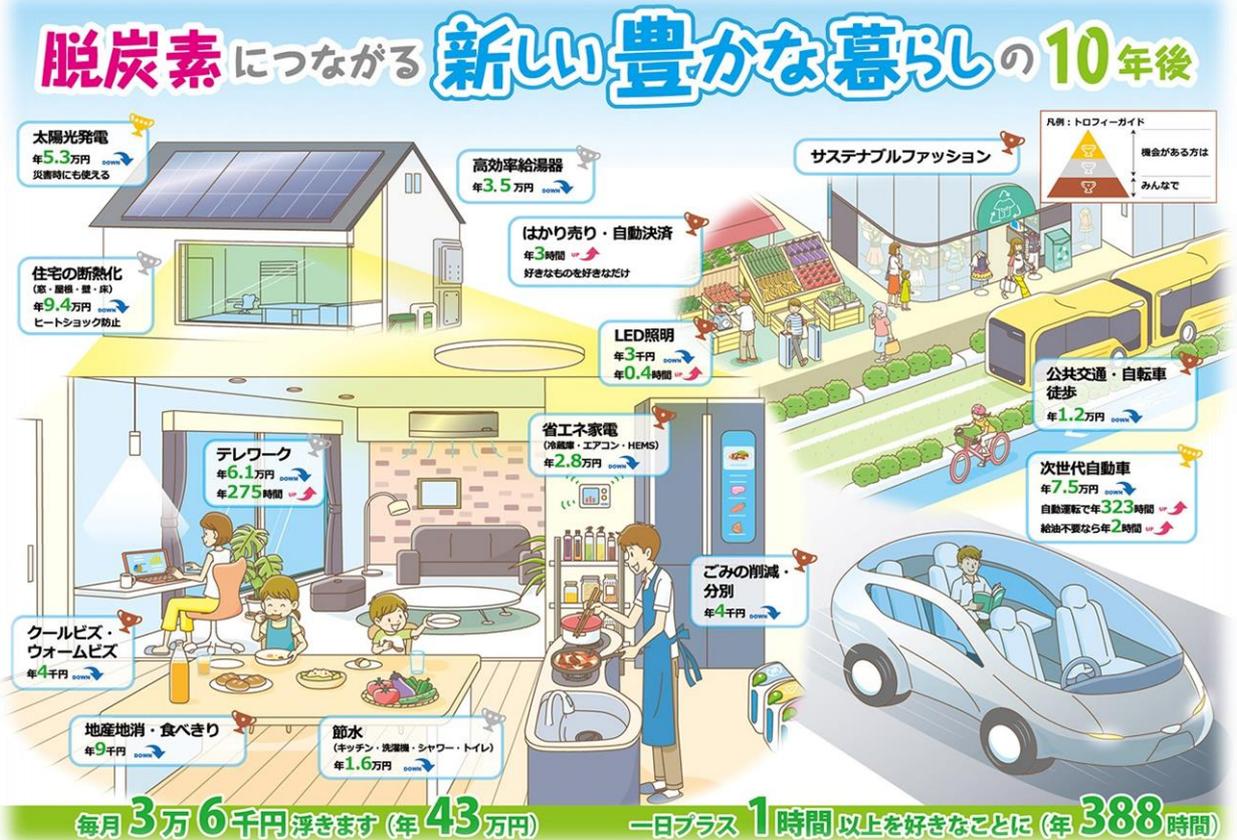
省エネ家電などを取り入れ、光熱費の節約や快適で便利な生活ができます。

カ 感謝の心 食べ残しゼロ

食品ロスを減らすことで、ごみの削減だけでなく、食費の節約にもつながります。

ツ つながるオフィス テレワーク

テレワークの導入により、多様な働き方・ワークライフバランスが実現します。



出典：環境省

図 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後

（２）省エネルギーの推進

現状と課題

省エネルギー対策は、資源の効率的な利用と廃棄物の削減を通じて、環境負荷を低減し、経済成長と持続可能な社会の実現を目指す「循環経済*（サーキュラーエコノミー）」の考え方において重要な事項であり、あらゆる分野で単なる節約ではなく、エネルギー効率を飛躍的に高めるなど、社会全体のエネルギー総需要の削減が必要です。

そのため、省エネルギー対策に関する情報を発信し、意識啓発を行うとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等によりエネルギーの消費効率を向上させること、エネルギーの使用量を把握すること、環境に配慮した製品に関する情報提供等を実践することなどにより、あらゆる主体がエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。

※循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制等により、気候変動、生物多様性損失、環境汚染等の社会課題を解決するとともに、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そしてウェルビーイングの実現に資する。特に気候変動の観点からは、我が国の温室効果ガス排出量の約36%は資源循環が排出削減に貢献できる余地のある部門からの排出と推計されている。

[地球温暖化対策（令和7年2月閣議決定）より引用]

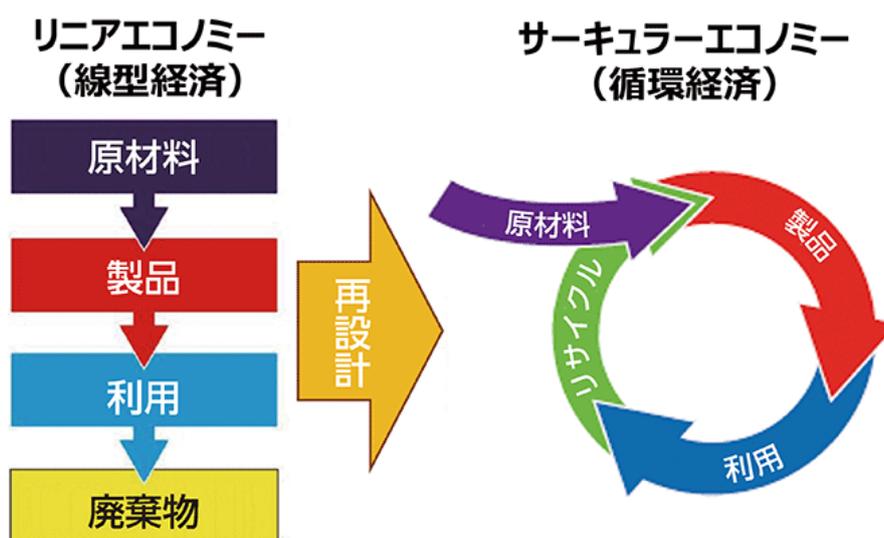


図 リニアエコノミー（従来型）とサーキュラーエコノミー
[令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）]

目指す姿

省エネルギー対策の必要性和具体策に関する情報発信と啓発活動を推進することにより、市民一人ひとりが積極的に省エネルギーに取り組んでいます。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	79.6% (2019年度)	81% (2031年度)	市民意識調査

主な取組

① 省エネルギーに関する情報発信等

サーキュラーエコノミー（循環経済）の考え方を広く周知するとともに、密接に関係する省エネルギーについて、市民一人ひとりが意識し、自ら積極的に行動できるよう、情報発信や意識啓発を行います。

② 環境に配慮した製品に関する普及啓発

省エネルギーを意識した行動のきっかけとなるよう、省エネルギー設備や省エネルギー製品に関する普及啓発を行います。

③ 照明のLED化の推進

電力消費量が小さく長寿命で、環境負荷が少ないLED照明に切り替えることは、地球温暖化対策だけでなく、2027年の蛍光灯製造等禁止に対応するため必要な取組となります。

④ 省エネルギーにつながる取組の推進

よしずやすだれ、緑のカーテンにより建物への日ざしを遮り、冷房使用を抑制するなど、生活のひと工夫で省エネルギーと同時に光熱費の節約を図ることができるため、省エネルギーに関する身近な取組を推進します。



写真 緑のカーテン
(2025年度市役所南庁舎)

⑤ 家庭や事業所における電気使用量の把握

家庭や事業所でどれだけのエネルギーを使用しているかを把握することは省エネルギーに取り組む上で重要な情報です。

発電量や電力の使用状況を表示して、空調、照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（家庭のエネルギー管理システム）やBEMS（ビルエネルギー管理システム）などの導入を推進します。



イラスト HEMS

コラム③ 蛍光灯ランプ

水銀と蛍光灯

蛍光灯ランプ（蛍光灯）は、1950年代から普及し、今日まで私たちの生活を照らしてきました。しかしながら、蛍光灯には水銀を含むガスが充填されていることから、2023年に開催された「水銀に関する水俣条約※ 第5回締約国会議」において、2027年までに段階的に一般照明用の蛍光灯の生産が禁止されることが国際的に合意され、わが国では2024年の水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の改正により、蛍光灯は水銀が含まれる製品として2026年1月以降、種類ごとに段階的に生産が禁止されることとなりました。

※水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的として2013年に採択された国際条約

蛍光灯からLEDへ

蛍光灯に代わり、水銀が使用されないLEDへの転換が促進されています。

LEDは白熱電球や蛍光灯に比べ寿命が長いという特徴とともに、少ない電力で蛍光灯と同等の明るさを出せることから、消費電力を抑えられ、家計の節約になります。

そのため、LEDへの転換は温室効果ガスの削減につながり、個人レベルで行える行動変容やライフスタイル変革の第一歩になります。

家庭やオフィス、工場など使用している
一般照明用の**蛍光灯ランプ**は
2027年末までに製造・輸出入禁止
になります

蛍光灯の種類	電球形蛍光灯※2	コンパクト形蛍光灯	直管形蛍光灯※2	環形蛍光灯※2
製造・輸出入禁止の開始日	2026年1月1日	2027年1月1日	2028年1月1日	2028年1月1日

※1 蛍光灯ランプは通称「蛍光灯」「蛍光管」とも呼ばれます。
※2 電球形蛍光灯のうち30Wを超えるものは2027年1月1日から禁止されます。直管形蛍光灯及び環形蛍光灯のうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは、2027年1月1日から禁止されます。

蛍光灯ランプからLED照明への計画的な交換をお願いいたします

JLMA 照明工業会 MADE IN JAPAN
Sample FL20SS/N18EX 30W長寿命白色 20形 18ワット TEST

蛍光灯ランプの品番は「F」か「EF」で始まるものが多いです（※海外製品などでは異なる場合もあります）。
蛍光灯ランプがどうか分からない場合は、
蛍光灯ランプの販売店またはメーカーにお問合せください。

△ 蛍光灯ランプの使用・販売・購入は禁止されません。
△ 廃棄方法について
ご家庭の場合 お住まいの自治体のルールに従って分別・排出してください。
オフィス、工場の場合 廃棄物処理法などの関係法令に従って適正に処理をしてください。

詳細は、環境省のホームページをご確認ください。
環境省 蛍光灯ランプ 禁止 検索
イラスト 蛍光灯ランプ製造輸出禁止リーフレット（環境省）

（３）温室効果ガスの削減

現状と課題

地球温暖化対策の推進にあたっては、市が率先して温室効果ガスの削減を図るとともに、排出量を算定し、公表していく必要があります。

「第四次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」では、基準年度を２０１５年度、計画の対象期間を２０１７年度から２０２３年度までとし、最終年度である２０２３年度は基準年度比２６．１％の減少となり、目標である６％の削減を達成したところです。

市では、２０２４年３月に袖ヶ浦市カーボンニュートラル宣言を表明し、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け、全力で取り組まなければなりません。

地球温暖化対策実行計画の推進を図り、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進、次世代自動車の導入推進等を更に進めるとともに、公共交通や自転車の利用を促進するなど、市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携し取り組めるよう、市が積極的に行動する必要があります。

目指す姿

市が積極的に温室効果ガス排出量の削減を図り、市民や事業者における温室効果ガス削減に向けた行動を促します。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
市内公共施設の温室効果ガス排出量	１００％ （２０１３年度）	５０％ （２０３１年度）	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画
市域における温室効果ガス排出量	１００％ （２０１３年度）	５０％ （２０３１年度）	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画

主な取組

① 地球温暖化対策実行計画の推進と公表

袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画に基づき市自らが温室効果ガスの排出量の低減に取り組むとともに、市民一人ひとりが地球温暖化対策を意識した行動がとれるよう、広く取組結果を公表し、意識啓発を行います。

② 公共施設の省エネ化の推進

電力消費量が小さく長寿命で、環境負荷が少ないＬＥＤ照明を公共施設に導入するなど、市自らが省エネルギー対策を推進します。

③ 次世代自動車の導入推進

環境に配慮した自動車の普及のため、公用車の購入又は更新に際し、次世代自動車の導入を推進します。



写真 電気自動車（市所有）

④ エコドライブの推進

温室効果ガスの削減やガソリンなどの燃料消費の削減、安全運転にもつながる「エコドライブ10」を推進します。

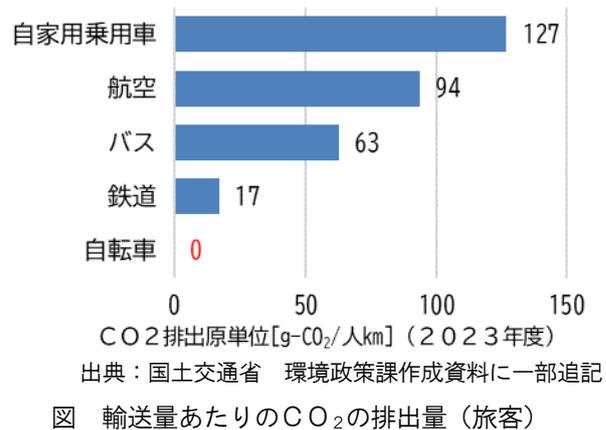
⑤ 公共交通の利用促進

環境負荷の少ない公共交通の利用促進を図るため、鉄道やバスなどの公共交通の利便性確保に向けた要望や必要な支援をします。

⑥ 自転車利用の普及拡大

「袖ヶ浦市自転車活用推進計画（2023年6月策定）」では、自転車活用による数あるメリットの一つとして環境負荷の低減が挙げられており、そのほか、生活習慣の改善や災害時の活躍なども期待できます。

地球温暖化対策として、エコな交通手段である自転車への転換を促し、自転車利用の普及拡大を推進します。



コラム④ エコドライブ10

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”です。

また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。

心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。

エコドライブは、誰にでも今すぐに始めることができるアクションです。

小さな意識を習慣にすることで、あなたの運転がよくなって、きっと社会もよくなります。

できることから、はじめてみましょう、エコドライブ。

- 1 自分の燃費を把握しよう
- 2 ふんわりアクセル「eスタート」
- 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 4 減速時は早めにアクセルを離そう
- 5 エアコンの使用は適切に
- 6 ムダなアイドリングはやめよう
- 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 9 不要な荷物はおろそう
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

コラム⑤ 市庁舎とBELS

「袖ヶ浦市庁舎整備事業」において、「建築物省エネルギー性能表示制度（Building Energy-efficiency Labeling System、以下、BELS という。）」※1 の最高ランクを獲得すると同時に、新築工事と既存庁舎の改修を含めた庁舎建物全体として、千葉県で初めてとなる「ZEB（ZEB Ready）」認証を取得しました。

国の施策では、第6次エネルギー基本計画において「2030年度以降新築される建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保」されることを目指すとされています。このような動向を踏まえ、本事業の受注者である大成建設(株)とともに、実施設計において施設のZEB化を目標に、以下に示す省エネルギーの対応により、空調・照明負荷を低減することで、一般の建物に比べ一次エネルギー消費量の54%削減を達成し、BELSで5段階評価の最高ランクを獲得すると同時に、新築工事と既存庁舎の改修を含めた庁舎建物として「ZEB（ZEB Ready）」認証を取得しました。

(1) 建物の遮熱断熱性の向上

- ・ 既存棟は耐震改修工事にあわせて、屋根の高断熱化、複層ガラス(Low-E)に交換
- ・ 新築棟は屋根および壁の高断熱化、複層ガラス(Low-E)を採用

(2) 人検知照明自動制御システム

- ・ LED照明の採用と人の在席状況を検知して照明を自動で制御

(3) 高効率の空調システム

- ・ 個別制御性と省エネルギー性に優れた高効率エアコンを採用
- ・ ガスコージェネレーションによる発電の排熱を利用した高効率熱源機器を採用

庁舎整備事業は、「安全・安心な庁舎」「使いやすく市民に開かれた庁舎」、「環境にやさしい庁舎」を整備方針として、2棟の新築、既存棟の耐震補強及び大規模改修を進めております。今回、既存建物のカーボンニュートラル化が重要度を増すなか、延べ床面積10,000㎡を超える建物で、庁舎全体で「ZEB（ZEB Ready）」認証を取得し、延べ床面積の約半分を占める既存改修部分を含めて「ZEB（ZEB Ready）」相当の省エネルギー性能を達成していることは全国でも先進的な事例となります。

※1 BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

国土交通省が主導する建築物の省エネルギー性能に特化した、第三者による認証制度です。国が定める計算方法に則りBEI（省エネルギー性能指標）値を算出し、その値によって5段階で☆の数が決定します。最高ランクの☆5の中でも更に省エネルギー性能に優れた建物がZEBとして認証されます。ZEBは4段階に判定され、ZEB Readyは一般の建物に比べ一次エネルギー消費量の50%以上の削減を達成しているものとなります。



写真 庁舎外観



図 BELSプレート

（４）気候変動による影響への適応策の推進

現状と課題

今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

本市においては、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日に、市民に対し注意喚起のメールを配信する取組や、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、庁内においてもクールビズを実践しています。

また、千葉県においては気候変動適応法の施行に先行して「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しており、適応策の一つとして、公共施設を利用して涼しさを共有するクールシェアの実践等が挙げられていますが、公共施設をクールシェアの場とすることにより、公共施設単位での温室効果ガス排出の削減が困難となるといった課題も新たに発生しています。

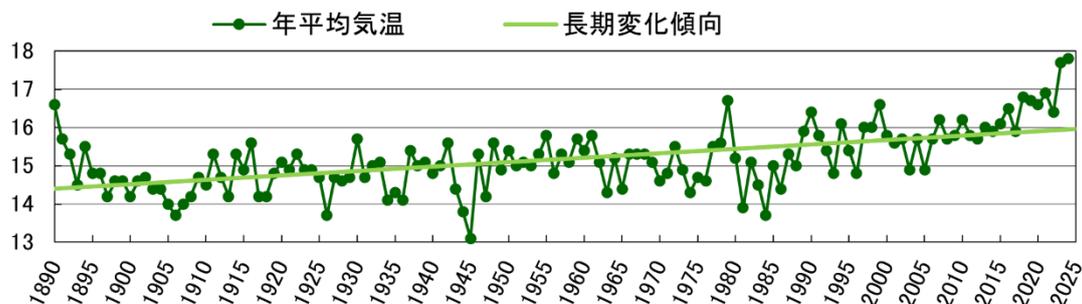


図 年平均気温の推移（銚子地方気象台）

出典：気象庁

目指す姿

気候変動による影響への適応策として、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日における市民に対する注意喚起のメール配信や、クールビズの周知・実践が推進されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
気候変動による影響への適応について知っている市民の割合	42%（2018年度） ※第57回県政に関する世論調査（千葉県）	80% （2031年度）	市民意識調査

主な取組

① 気候変動の影響に関する情報の収集等

気候変動予測の不確実性や気候変動の影響に関する地域の情報が不足していることを踏まえ、情報の収集及び把握に努め、庁内での情報共有を図ります。

② 各分野における適応策の推進

市民や事業者がそれぞれ適応を進めることができるよう、気候変動に関する各分野における適応策（クールシェア、熱中症情報、クールビズなど）を推進します。

コラム⑥ 気候変動

気候変動とは、長い時間で見た気温、降水量等の気候の変動や変化のことをいいます。

大気の平均状態である気候の変動や変化の要因は、外部から強制的に加わる要因と内部的な要因の二つに分けられ、特に外部からの強制力については自然的要因と人為的要因があります。

例えば、自然的要因は太陽活動の変動や火山の噴火による特定の微粒子の増加等、人為的要因は人間の活動に伴う化石燃料の燃焼や土地利用の変化による温室効果ガスの増加等が挙げられます。

近年では、化石燃料の大量消費による大気中のCO₂濃度の増加に起因すると言われていた地球温暖化への懸念から、人為的要因による気候変動への関心が高まっています。

私たちの生活や経済活動は、人為的要因にほかなりません。変動による変化を抑えるためにも私たちにできる温暖化対策を実施していかなければなりません。



イラスト 温室効果の模式図

○気候変動の影響

気候変動の影響は、今すぐに現れるものではありません。様々な要因の蓄積により、気温の上昇に応じて影響が大きくなるものと、ある閾値を超えると急変してしまうものがあります。例えば、北極海海域や南極の氷床が溶けてしまうことによる海面上昇等の可能性が挙げられます。この気候変動の影響は、降水量減少等による水資源賦存（ふそん）量の減少、水力発電の機能低下、気温上昇による作物生産の減少、感染症の範囲拡大、健康への悪影響等、水環境や生態系、食料、国民の生活や都市生活等の幅広い分野で世界の至る所で現れると予測されています。

影響そのものを私たちの手で食い止めることは現実的に困難ですので、影響を把握した上で気候変動そのものを抑制する行動をとっていく、小さな行動であってもできることからコツコツと取り組んでいく必要があります。

袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（2024年6月策定）

地球温暖化と気候変動への対策が地球規模で求められる中、本市においても、地球温暖化と気候変動による影響が顕在化していることから、袖ヶ浦市の自然的社会的条件等の特性を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを目指して温室効果ガス排出量を削減する緩和策と、現在生じており又は将来予測される気候変動による被害を回避・軽減する適応策について、市民・事業者・市の各主体が参加・連携した取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として2024年6月に策定しました。

地球温暖化対策は、温室効果ガス排出量を削減または植林などによる吸収量を増加させる「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二つがあります。

この計画は、「緩和」及び「適応」の両面から対策を推進すべく、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」並びに「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含する計画としています。

市域の温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度までに2013年度比で

47%以上の削減とし、更なる高みを目指す。



図 緩和策と適応策

出典：気候変動情報プラットフォーム（A-PLAT）ウェブサイト
[\(https://adaptation-platform.nies.go.jp/\)](https://adaptation-platform.nies.go.jp/) より

2 循環型社会を形成するまち

関連する
SDGs目標



(1) 廃棄物の減量化・資源化

現状と課題

市では、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進しています。

本市における廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の総排出量及び一人一日当たりの廃棄物の排出量についてはコロナ禍に増加したものの、近年は減少傾向にあります。

更なる循環型社会を実現するため、今後も減量化・資源化の基本となる3R（リユース・リデュース・リサイクル）活動を推進するとともに、レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみの削減、食品ロス削減を推進し、生ごみの堆肥化等によるバイオマスの利活用、廃棄物の処分量の削減、生ごみ肥料化容器助成制度の実施を行っていく必要があります。

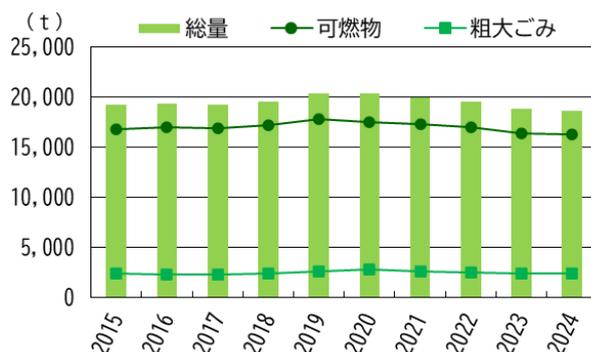


図 廃棄物の排出量 (袖ヶ浦市)

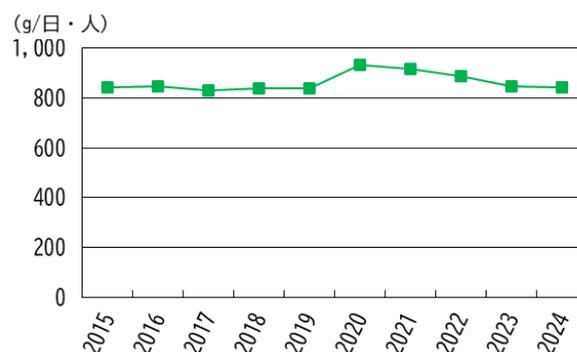


図 1人1日当たりの廃棄物の排出量 (袖ヶ浦市)

目指す姿

ごみの減量化・再資源化の促進により、環境にやさしく持続可能な形で資源を利用する循環型社会に移行していきます。

目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
1人1日あたりのごみの総排出量	841 g (2024年度)	811 g以下	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画
ごみ総排出量に対するリサイクルの割合	24.9% (2024年度)	25.6%以上	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画
3Rを実践している市民の割合	75.0% (2024年度)	77.5%以上	市民意識調査

主な取組

① 3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発

リサイクルへの意識を生活習慣として定着するため、3Rや各種リサイクル法等に関する普及啓発を行います。

② プラスチックごみの減量化・再資源化

プラスチックごみの減量化を図るため、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器の使用削減のほか、海洋マイクロプラスチックなどの最新の環境問題についても広報紙等により普及啓発を行います。

また、2022年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチックリサイクルの実施に向け、具体的な手法を確立します。



イラスト プラスチックごみ

③ 食品ロスに関する普及啓発

2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロスの関心が高まっていることなどから、市民、事業者に対し、食品ロス削減方法の取組や「3010運動」の啓発等を実施し、食品ロス削減を推進します。



イラスト 食品廃棄物

④ バイオマスの利活用

市内の家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の種々のバイオマスは、カーボンニュートラルという性質を有しており、燃焼させても長期的に見れば、大気中のCO₂を増加させないため、バイオマスの利活用を推進することは、地球温暖化対策として有効な取組です。本市では、学校給食の調理時に発生する野菜くずや給食の食べ残しを堆肥化するなどの取組を推進します。

⑤ 生ごみ肥料化容器助成制度の実施

市内の廃棄物の総排出量に占めるリサイクル率を向上させるため、生ごみ肥料化容器助成制度を継続して行います。



写真 機械式生ごみ処理機

（２）廃棄物等の適正処理の推進

現状と課題

循環型社会を実現するためには、3Rの推進等が重要であり、廃棄物の発生抑制等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理を行う必要があります。

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物については市が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります、そのための情報発信や必要な対策を行うほか、老朽化している廃棄物処理施設の適切な更新や広域処理体制の構築に向けた検討を行う必要があります。

目指す姿

廃棄物等が適正に処理される循環型社会の形成を目指します。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
農業用廃プラスチックの回収量	34.2 t (2014年度から2018年度までの平均値)	31.6 t (2031年度)	

主な取組

① 廃棄物等の適正処理に関する情報発信

廃棄物等の適正処理を推進するため、市の取組や法改正等の周知、国や県からの配布物についての周知を行うなど、適正処理に係る情報発信を行います。

② 農業用廃プラスチック処理対策の推進

施設園芸農家等から排出される農業用ビニールなどの回収処理費用の一部を助成することで、農業用廃プラスチック対策を推進します。

③ 廃棄物処理制度の見直し検討

2001年から開始したごみ指定袋制度におけるごみ処理手数料やごみ収集日の見直しの必要性について検討を進めていきます。

また、小型充電式電池による火災事故の防止等、安定したごみ収集の継続と市民の安全を守るための新たな対策が必要な場合は、制度を見直します。



写真 小型充電式電池BOX

④ 廃棄物処理施設の整備と運用

現在、本市で発生する一般廃棄物の焼却は木更津市で稼働している「かずさクリーンシステム（4市による君津地域広域廃棄物処理事業）」において行われていますが、老朽化等により、2027年度からは富津市で建設中の「上総安房クリーンシステム（6市1町による第2期君津地域広域廃棄物処理事業）」において処理の開始を予定しています。

各市町は安定した一般廃棄物の処理に資するべく、施設の適正な運用が求められます。



イラスト 上総安房クリーンシステム
(第2期君津地域広域廃棄物処理事業)

⑤ 災害廃棄物処理計画の適切な運用

災害の発生時を想定した環境問題に対応するため、本市における平常時の災害予防対策と、災害時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示した「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施します。

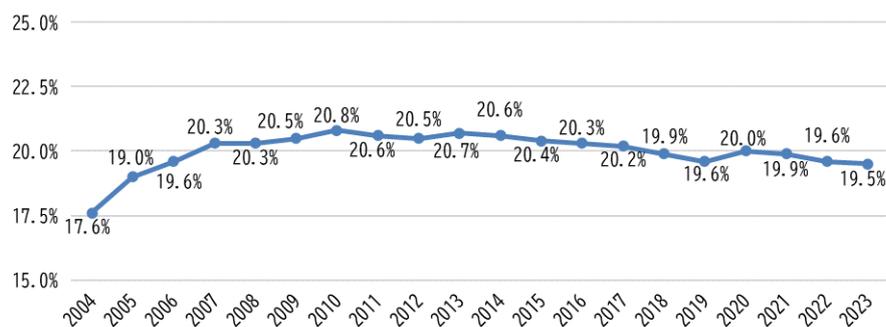
また、災害廃棄物は、再生利用が可能なものを含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があるため、再資源化に取り組みます。

コラム⑦ 廃棄物等の適正処理

廃棄物を一言でいうと、「不要なもの」といっても過言ではないかもしれませんが、日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第2条により定義されています。私たちが生活する上で家庭から出るごみは、一般廃棄物に分類されます。

廃棄物は、自治体や広域組合等により処理しやすいように分類され、それぞれに合った方法で処理されます。処理の多くは再資源として有効にリサイクルされ、どうしても再資源化できない焼却灰等は最終処分場で埋立処理されます。

私たちにできることは、出来るだけゴミを出さないことが理想です。ですが、出てしまうものはどうしようもありません。リサイクルしやすいように、その自治体の分別ルールをしっかりと守ってゴミ捨てを行いましょう。



出典：環境省

図 一般廃棄物の再生利用率

（３）廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策

現状と課題

廃棄物等の適正処理を推進する上で、特に、廃棄物等の不法投棄やポイ捨てへの対策が必要です。

廃棄物等の不法投棄は、水質や土壌の汚染等を引き起こすだけでなく、人や動植物に深刻な影響を与えることがあります。

また、廃棄物等のポイ捨ては、自然界に蓄積し、マイクロプラスチックとなり、海洋汚染の大きな要因となっています。

本市では、市民、事業者、他の自治体と連携して、廃棄物の不法投棄の監視や指導、地域での環境美化活動、ポイ捨て防止活動や空き地等の雑草対策等を進めていますが、依然として小規模な不法投棄やポイ捨てが発生しており、その対策が求められます。

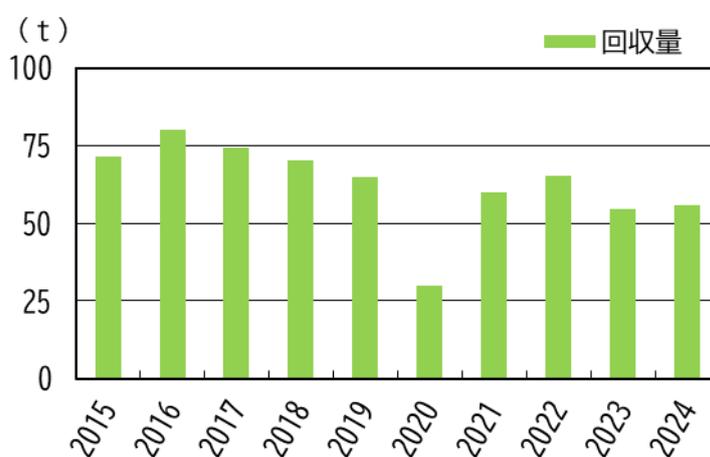


図 一斉清掃等におけるポイ捨てごみの回収量 (袖ヶ浦市)

目指す姿

廃棄物等の適正処理が推進され、不法投棄やポイ捨ての不適正処理の未然防止が図られています。

目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
不法投棄監視員によるパトロール巡回日数	264日 (2018年度)	パトロール巡回日数の現状を維持します (2031年度)	
ポイ捨てごみの回収量	70.4 t (2018年度)	65 t (2031年度)	
まちがきれいだと感じる市民の割合	58.4% (2019年度)	66.5% (2031年度)	市民意識調査

主な取組

① 廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての防止を図るため、不法投棄監視カメラや不法投棄禁止看板の設置、ポイ捨て禁止啓発活動、啓発看板の設置や配布を行います。



写真 不法投棄禁止看板



写真 ポイ捨て禁止路面標示



イラスト ポイ捨て禁止看板

② 市職員全員による監視の実施

市職員全員による監視を行い、通勤時等において、廃棄物等の不法投棄やポイ捨てが確認された場合は速やかに情報共有します。

③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての防止を図るため、不法投棄監視員、土砂等対策指導員、環境美化推進員によるパトロールを行います。

④ 空き地等の雑草対策の推進

「袖ヶ浦市まちをきれいにする条例」に基づき、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図るため、雑草の繁茂する空き地等の土地所有者等に対し、適正管理を指導するとともに、草刈り機の貸出しを行います。

（４）建設発生土・再生土・スクラップヤード対策

現状と課題

首都圏では、都市化の進行や再開発に伴い各種の公共事業や民間工事が展開され、多くの残土が発生しており、本市は、東京湾に面するという地理的特性から、海路にて土砂運搬船により、都心から本市の臨海部へ土砂等が運ばれるとともに、陸路として東京湾アクアラインや館山自動車道等を利用し、市内の半分以上を占める台地・丘陵地帯の山林や谷地形の遊休地等に多くの建設発生土が埋め立てられています。

本市では、1998年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、土砂等対策指導員等によるパトロールや、同条例に基づく適切な指導を行い、土砂等による土壌汚染や災害の発生の防止に努めるとともに、土砂等の適正処理について啓発するなど、無許可埋立ての防止を図っています。

さらに、近年では、埋立資材として再生土が利用される事例があり、再生土についても汚染物質の混入等がないよう対策が必要であり、「千葉県再生土の埋立等の適正化に関する条例」や「宅地造成及び特定盛土規制法」を所管する県等との連携が重要です。

また、本市への良好なアクセスにより近年増加していた金属スクラップ等の屋外保管場について、2023年に施行した「袖ヶ浦再生資源物の屋外保管に関する条例」により、不適切な保管に起因する周辺環境への影響の未然防止を図らなければなりません。

このように、市外から持ち込まれる建設発生土等については、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てや保管を防止するため、土地所有者等への啓発や、県等の関係機関との連携、更なる監視や事業者への厳格な指導等が必要です。



写真 臨海部の一時たい積場



写真 建設発生土の埋立て事業場

目指す姿

建設発生土の適正な管理や再生土等への対策が進められ、適正に管理されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
土砂等対策指導員による監視パトロールの日数	264日 (2018年度)	監視パトロール日数の現状を維持します (2031年度)	
再生資源物屋外保管事業場へのパトロールの日数	48日 (2024年度)	監視パトロール日数の現状を維持します (2031年度)	

主な取組

① 土砂等対策指導員による監視等の実施

建設発生土や再生土等に産業廃棄物等の土砂以外の物質が混入していないかを監視するため、土砂等対策指導員による監視や指導を継続的に実施します。

また、地球温暖化に伴う台風の大型化や記録的な大雨により、埋立地における法面の崩落や土砂流出のリスクが高まっているため、土砂等対策指導員によるパトロールのほか、委託による休日パトロールを実施し、危機管理の面からも監視を行います。

② 土地所有者等への啓発

土地所有者等が埋立事業者に土地を貸し、当該土地に無許可で建設発生土が埋め立てられる事例が後を絶ちません。

不適切な埋立ては、問題が深刻化してからでは解決が難しくなるため、広報紙等により、土地所有者等に向けた啓発を行います。

③ 建設発生土・再生土の適正管理

強固な監視活動等により、市内における建設発生土や再生土を把握し、適正に管理します。



写真 土壌検査



写真 水質検査

④ 関係機関との連携

森林法、農地法等の関係する法令の所管部局と情報を共有し、無許可埋立て等の防止に努めます。

また、県や不法投棄監視員との合同パトロールの実施、関係機関と担当者連絡会議等を行い、緊密な連携を図ります。

さらに、悪質な事業者に対しては、警察と連携して対応します。

⑤ 再生資源物の屋外保管事業場への対策

市内で操業している再生資源物の屋外保管事業場に対しては、2023年4月に施行した袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づき、定期的なパトロール及び事業者による自主的な水質検査等を確認することで、保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止、または軽減することで市民生活の安全及び生活環境を保全します。

3 豊かな自然と共生するまち

関連する
SDGs目標



(1) 水とみどりの保全

現状と課題

本市の河川は、清澄山系に源を発し、市を東西に流れ、東京湾に注ぐ小櫃川とその支流である松川、槍水川、武田川のほか、市の中心域から東京湾に注ぐ浮戸川、蔵波川、久保田川等が流れています。また、市の北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっており、緑豊かな自然環境を有しています。

本市では、水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」等の整備や、農業用ため池周辺の実環境整備を行っています。更に水とみどりにふれあえる環境づくりを進めています。

また、身近なみどりとして、公共施設の緑地を適正に管理し、優れた樹木や樹林を保存するための助成制度を実施しています。

今後は、農地や森林の有する自然環境の保全に係る機能を生かすため、より多くの市民に普及啓発を行う必要があります。

目指す姿

水とみどりを保全する各取組を展開することにより、市民が自然を身近に感じる環境や、自然とふれあえる場が提供されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
多面的機能支払事業※ 活動面積	945ha (2018年度)	1,250ha (2031年度)	
地域の水がきれいだと 感じる市民の割合	62.7% (2018年度)	70% (2031年度)	市民意識調査
地域にみどりが多いと 感じる市民の割合	81.8% (2018年度)	現状を維持します (2031年度)	市民意識調査

※多面的機能支払事業

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。[千葉県ホームページから引用]

主な取組

① 公共施設における緑地の適正管理

緑地は、CO₂の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも有効であることから、公共施設において緑地等の管理を行います。

② 水と緑の里整備

水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」の整備や維持管理を、地域住民、ボランティアと継続して実施するとともに、袖ヶ浦市椎の森自然環境保全緑地整備基本計画に基づき、新たな散策コースの整備について検討を進めます。



写真 椎の森自然環境保全緑地

③ 農業用ため池周辺の環境整備

藤井堰野里堰農村公園、光福堰の草刈りや植栽管理等の施設管理を実施し、良好な水辺環境を維持します。

④ 農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等

農地農村の有する水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を維持・発揮するための取組について、普及啓発を行うとともに、水路の草刈等を支援します。

⑤ 保存樹木・樹林の保全

市内の優れた樹木・樹林については、その所有者との協力により、豊かなみどりを保全します。



写真 保存樹木

⑥ 緑地保存協定の締結

工場地帯等における事業所敷地内においても良好な自然環境を確保するため、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例に基づき、一定規模以上の開発や事業所の建設時に緑地保存協定を締結します。



写真 緑地保存協定締結事業所
(幼保連携型認定こども園まりん)

⑦ 緑の基本計画の策定

緑地の保全や緑化の推進を図るため、袖ヶ浦市都市計画マスタープラン、袖ヶ浦市環境基本計画等の各種関連計画と連携を図った「緑の基本計画」を策定します。

（２）生物多様性の保全

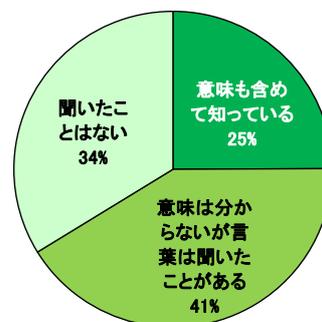
現状と課題

「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに掲載された絶滅のおそれのある野生生物の種類は増加しており、野生生物の状況は厳しいものとなっています。

県では、生物多様性ちば県戦略を策定し、生物多様性の保全・再生やその持続的利用について、総合的かつ実践的な対策を推進しています。

市では、生物多様性に関して市民の認識度を調査したところ、その意味を含めて知っているとの回答が低い割合となっています。

生物多様性の推進を図るためには、生物多様性に関する普及啓発のみならず、多様な生物が生息できる場を整備するとともに、市内各地区の生物の生息状況を把握する必要があります。



出典：市民・事業者アンケート調査

図 生物多様性の認知度

目指す姿

市民一人ひとりが生物多様性の保全の重要性を認識し、本来あるべき多様な生物が生息、生育できる環境が保全されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
生物多様性地域戦略の策定	—	計画期間中の策定を目指します	
生物多様性の意味を知っている市民の割合	25% (2018年度)	60% (2031年度)	袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査

主な取組

① 生物多様性に関する普及啓発

市民や事業者が理解を深められるよう、生物多様性の保全の重要性等に関する情報の普及啓発を行います。

② 遊休・荒廃農地の調査活用

適切に管理された農地は多様な生物の生息地となることが期待されることから、遊休農地や荒廃農地の状況を調査し、これらの活用を検討します。



写真 遊休農地



写真 荒廃農地

③ 希少な野生生物の調査等

生物多様性の保全を図るため、袖ヶ浦市全域を対象とし、生息する動物種、植物種の確認及びその生息・生育状況の把握に努め、希少種等の保護を図ります。



写真 トウキョウサンショウウオ

④ 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法に基づき、市内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全対策を推進します。

コラム⑧ 生物多様性

○生物多様性とは

様々な生態系が存在することと、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。様々な生態系を「生態系の多様性」、種間の違いを「種の多様性」、種内の違いを「遺伝子の多様性」と呼びます。

○生物多様性とダーウィンの進化論

チャールズ・ダーウィンは、1859年に『種の起源』を発表し、地球上の全ての生きものは、1種又は数種の生命体の子孫であると提唱しました。

その理論が世に問われてから150年を経た現在、形質はどうやって次世代に受け継がれるか、そうした形質がどのように変化して進化していくのかといった重要な問題は、遺伝子やゲノム研究の著しい進歩によって解明されつつあります。

DNAの長い鎖の中に自然に生じた変化（突然変異）は、世代を越えて受け継がれ、その変異はかなり規則的に生じることが明らかになっています。新しく有用な形質は、シンプルでランダムな突然変異によって生まれるといわれます。生物の多様性を生み出しているのは、分子レベルでの偶然の変化の積み重ねということが出来ます。

○生物多様性の損失

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けており、生態系の種類によっては損失の速度は弱まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している状況にあるとしています。

また、生物多様性の損失の直接的な要因は次の「四つの危機」に整理されています。

- ① 開発など人間活動による危機
- ② 自然に対する働きかけの縮小による危機
- ③ 人間により持ち込まれたものによる危機
- ④ 地球環境の変化による危機

○生物多様性の保全目標「30 by 30（サーティバイサーティ）」

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界的な目標で、生物多様性国家戦略においても2030年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとしています。

目標達成のためには、国の取組を推進することに加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要です。

(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

現状と課題

本市の農村部においては、イノシシをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が多く発生しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。

これまでも「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」により、有害鳥獣の駆除、防護柵の設置、捕獲従事者の確保等の必要な対策を講じているものの、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、また、捕獲の担い手となる人材が高齢化により不足するため、新たな捕獲の担い手となる人材の確保・育成が必要となります。

また、農作物への被害だけでなく、人体や生態系にも深刻な影響を与える特定外来生物の進入や、生息地の拡大が問題となっており、特に、農作物や人の生活に被害を及ぼし、生態系にも影響を及ぼすアライグマについては、年々捕獲体制を強化することで、捕獲頭数が増加する成果を上げていますが、その繁殖力の強さが浮き彫りとなっています。

そのほかの特定外来生物についても、新たな侵入や、生息地の拡大が確認されており、市民一人ひとりの特定外来生物に対する知識の習得が必要です。

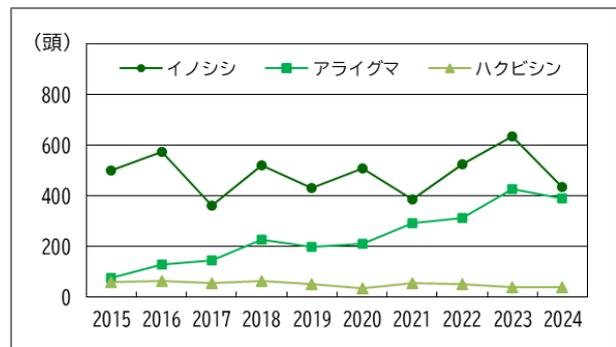


図 有害鳥獣・特定外来生物駆除件数の推移 (袖ヶ浦市)

目指す姿

有害鳥獣については里山の適切な管理により、その個体数が管理され、特定外来生物については進入の防止や早期の駆除により、在来種の生息が脅かされることのない、人と野生生物が共存する環境がつくられています。

目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 522頭 ハクビシン 64頭 (2018年度)	被害状況を勘案しながら 捕獲を進めます (2031年度)	
特定外来生物の駆除数	アライグマ 197頭 (2018年度)	根絶に向けて駆除します (2031年度)	

主な取組

① 有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発

有害鳥獣の被害情報や防除方法等の必要な情報提供を行い、特定外来生物に関して、被害の未然防止や駆除方法等の誰もが適切な行動をとることができるよう普及啓発を行います。

② 鳥獣被害防止計画の推進

鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、捕獲従事者の確保や育成に努めるとともに、補助事業を活用した防護柵や箱ワナの設置による防除を進め、効果的な捕獲を実施できる体制を整備します。また、自治会等を対象として有害鳥獣による被害防止対策について講習会を実施するなど、地域が一体となって防除を行う体制を整備します。

③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除

イノシシやアライグマなどの農作物被害を及ぼす有害鳥獣については防除対策を推進し、特定外来生物であるアライグマについては千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、県からも箱ワナの貸与を受けて捕獲を行い、積極的な駆除を行うとともに、被害の未然防止のための普及啓発を行います。

また、外来植物についても、早期発見、早期駆除につながるよう、県と連携し、状況把握や情報発信を行います。



写真 ハクビシン



写真 アライグマ
(特定外来生物)



写真 オオキンケイギク
(特定外来生物)

コラム⑨ 特定外来生物

特定外来生物とは、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのあるものとして指定された外来生物のことをいいます。飼育・栽培、保管、運搬、販売・譲渡、輸入、野外への放出等が禁止されており、生態系等に被害が生じている場合は、捕獲等の防除措置がとられます。2024年7月時点で162種の動植物が指定されています。外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。特に、外来生物法では、人の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）を中心に対応しています。

外来種と一括りに言っていますが、日本の野外に生息する外国起源の生物の数は、把握されているだけでも約2,000種にもなります。

その多くはペットや展示用、食用、研究用等の目的で意図的に輸入されています。その一方、荷物や乗り物に紛れ込んだり、付着して持ち込まれたりしたものもあります。

特定外来種が勢力を拡大することは、日本由来の生態系を損ねてしまい在来種を絶滅に追いやってしまう可能性がありますので、被害を予防するためにも外来種被害予防三原則を守りましょう。

- 1 入れない：悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ入れない。
- 2 捨てない：飼養・栽培している外来種を適切に管理し、捨てない。
- 3 拡げない：既に野外にいる外来種を他の地域に拡げない。

（４）景観形成の推進

現状と課題

2004年に景観法が制定され、良好な景観の保全、自然、歴史、文化等の地域資源や地域特性に応じた景観の形成、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。本市には、市内を連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸と富士山を望む広大な眺望等の水と緑豊かな美しい景観があり、これらは地域の貴重な景観資源となっています。2013年には、袖ヶ浦市景観条例の制定や袖ヶ浦市景観計画を策定し、景観行政を推進しています。

こうした本市の特徴のある景観は、里山の減少、耕作放棄地の増加等により徐々に失われつつあり、今後も継続的な景観づくりの推進が必要となっています。

また、都市の景観については、市民や来訪者にまちのイメージを与える重要な要素となるため、市民の憩いの場となる公園やまちの玄関口である鉄道駅周辺や幹線道路沿いの秩序や賑わいのあるまち並みを形成するため、積極的な景観づくりを進めることが求められています。

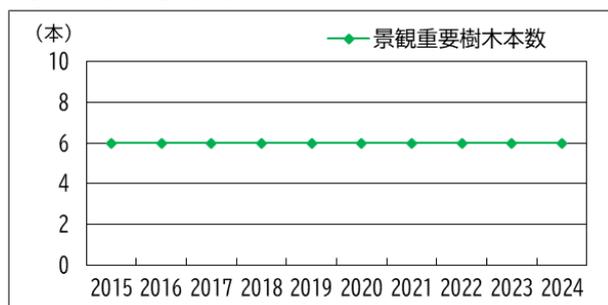


図 景観重要樹木本数の推移（袖ヶ浦市）

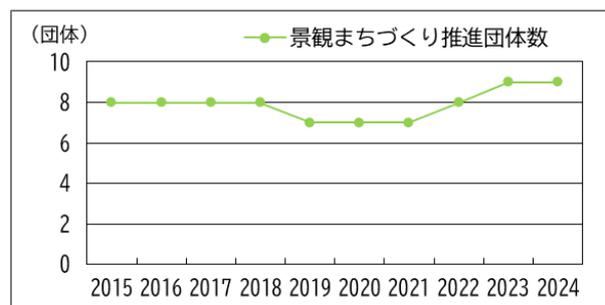


図 まちづくり推進団体数の推移（袖ヶ浦市）

目指す姿

袖ヶ浦市景観計画に基づく良好な景観の形成に必要な対策を講ずることにより、魅力あふれる袖ヶ浦の景観が引き継がれています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
景観重要樹木等の指定	6本 (2018年度)	10本 (2031年度)	
景観まちづくり推進団体数	8団体 (2018年度)	8団体 (2031年度)	
市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.9% (2019年度)	65.9% (2031年度)	市民意識調査
良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	54.8% (2019年度)	66% (2031年度)	市民意識調査

主な取組

① 都市公園の整備・維持管理

公園が有する「観光」、「活力」、「子育て」、「防災」、「環境」、「景観」、「文化」などの様々な機能を十分に発揮し、誰もが快適に利用できるよう、老朽化した施設の補修・更新など計画的な維持管理を行います。



写真 都市公園（袖ヶ浦駅前）

② 景観としての農業環境の保全

農地農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽等により、景観の形成を図り、地域資源の適切な保全管理を推進します。

③ 農村公園・フラワーラインの景観維持

ひらおかの里農村公園は、委託による施設管理を行い、良好な維持管理を図ります。また、フラワーラインについては、地元区により沿線の草刈りや花の植栽を行うことにより、地域の環境美化と景観の向上を図ります。



写真 花の植栽（フラワーライン）

④ 景観計画の適切な運用

市景観計画及び市景観条例に基づく規制誘導等により、良好な景観の保全や地域特性に応じた景観形成を通じて、市民が心の豊かさや安らぎを感じるまちづくりを推進するとともに、市民と協働で美しい景観のまちづくりを進めます。

⑤ 景観まちづくり活動の推進

良好な景観形成のため活動を行う団体の支援を通して、市内の景観資源の保全・創成に取り組みます。また、良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るために、啓発活動を行います。

⑥ 県屋外広告物条例の適用

千葉県屋外広告物条例を適切に運用することで、良好な景観を形成し、美観風致を維持していきます。また、違法広告物の除去を行うボランティアを「違反広告物除却活動推進団体」として認定し、協働でまちの美観と安全を保ちます。

⑦ 美化活動の実施

市内一斉清掃、臨海地区清掃、ごみ拾いウォーキングの実施など、地域の環境美化活動を通して良好な景観の維持を図ります。

4 快適で安全に生活できるまち

関連する
SDGs目標



(1) 大気環境の保全

現状と課題

本市の臨海部は、重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部であり、大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設が多数設置されています。また、自動車交通においては、臨海部に沿った国道16号をはじめ、東京湾アクアラインや館山自動車道、圏央道が整備され、首都圏と千葉県を結ぶ交通の要となっています。

本市の大気環境は、全国で公害が問題化した昭和40年代に比べると、その後の公害対策により、現在では大気汚染物質の排出が大幅に改善していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントについては環境基準を達成しておらず、PM2.5などの比較的新しい環境基準項目とともに、監視や指導を行う必要があります。

また、大気環境の常時監視を維持するため、大気監視システムの更新や適正な測定局の配置を検討し、大気環境監視網を見直すほか、家庭生活等における自家焼却等の野焼き行為についても大気汚染物質の発生原因となることから、継続的な監視パトロールや指導の実施が必要です。

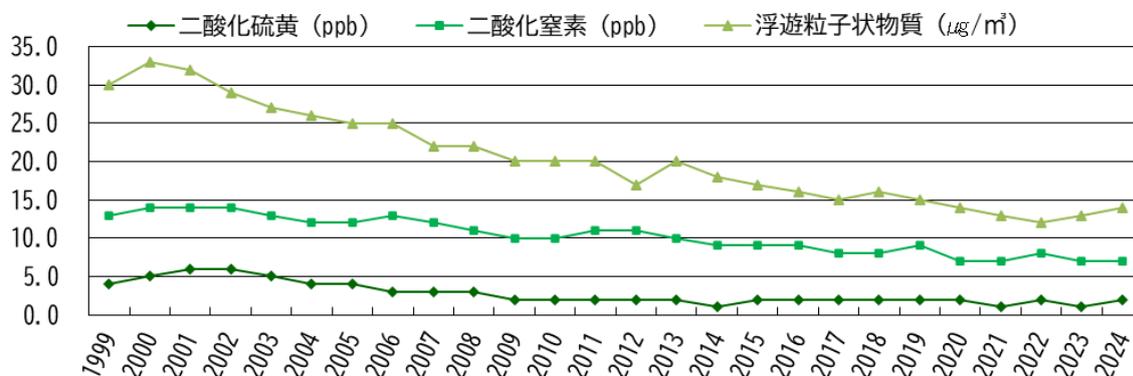


図 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年度別推移 (袖ヶ浦市)

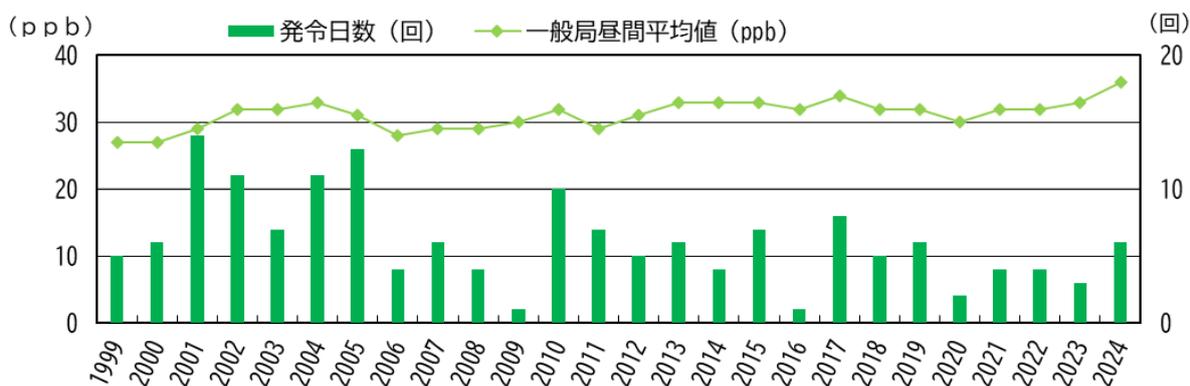


図 光化学スモッグ注意報等発令日数及び光化学オキシダント年平均値の年度別推移 (袖ヶ浦市)

目指す姿

良好な大気環境を保全するため、環境を汚染する物質の監視を行い、排出者に対する指導や排出量を削減するための取組により、きれいな空気の中、健康で快適な生活が営まれています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	5日 (2015年度から2019年度までの平均日数)	注意報発令日数の半減 (計画期間の平均日数)	
市内における大気汚染物質の環境基準達成率	87.5% (2019年度)	達成率を向上させます (2031年度)	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
地域の空気がきれいだと感じる市民の割合	62.7% (2019年度)	70% (2031年度)	市民意識調査

主な取組

① 大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供

各大気監視測定局に設置した機器により大気環境の常時監視を継続して実施するとともに、光化学スモッグ等の高濃度時においては、注意報の発令等により、市民への情報提供を行います。



写真 大気環境常時監視測定局

② 発生源施設への対策

汚染物質の発生源の監視を行うとともに、環境の保全に関する協定に基づき立入調査を実施します。

③ 自家焼却・野焼きに対する指導

良好な大気環境を維持するため、自家焼却や野焼きの禁止について指導を徹底するとともに、監視パトロール体制を強化します。



写真 野焼き

④ 公害防止施設の設置指導

環境の保全に必要な対策を講じるため、袖ヶ浦市環境条例及び環境の保全に関する協定に基づく事前協議により、環境への排出がより少ない施設の設置について指導します。

（２）水質・土壌・地盤環境の保全

現状と課題

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の11の河川が流れ、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好なものになっていますが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の効率的な運転管理を行うとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っており、市民に対して生活排水の負荷軽減に関する周知について引き続き実施する必要があります。

また、今後は、ストックマネジメント計画に基づいて公共下水道の施設の老朽化対策を実施し各施設の長寿命化を図ります。

さらに、発生源対策としては、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施し、監視することが必要です。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を引き続き実施する必要があります。

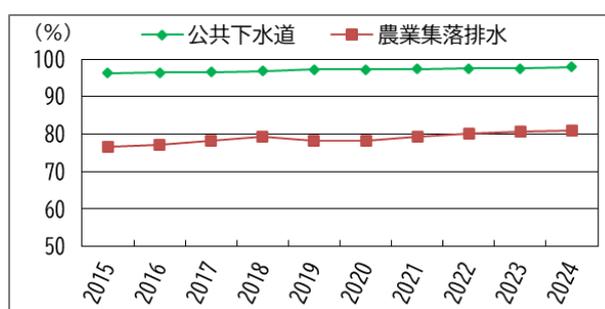


図 水洗化率（公共下水道・農業集落排水）の推移
（袖ヶ浦市）

目指す姿

水質環境の改善に向けて、生活排水による環境負荷の低減や公衆衛生の向上が図られ、県との協力により土壌・地盤環境が保全され、公共水域等において、多様な水生生物が生息できる良好な水質が確保されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
水洗化率（公共下水道）	96.9% （2019年度）	98% （2031年度）	
水洗化率（農業集落排水）	79.0% （2019年度）	84% （2031年度）	
小櫃川における水質の環境基準達成率	80% （2019年度）	達成率を向上させます （2031年度）	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	76.9% （2019年度）	81.5% （2031年度）	市民意識調査
適切に河川や雨水排水施設が整備されていると思う市民の割合	62.2% （2019年度）	66.7% （2031年度）	市民意識調査

主な取組

① 水質環境の監視及び市民への情報提供

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共水域（河川、湖沼及び海域）の水質測定を実施し、結果を公表します。

また、P F A S等、新たな化学物質について、河川等のモニタリングを実施するとともに、国の動向を踏まえ適宜対応してまいります。

② 下水道施設の適正管理

公共下水道の施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新を行います。

また、終末処理場については、再構築長期方針を策定し将来的な整備の方向性を定め、長期的に安定した汚水の処理を行ってまいります。

③ 生活排水の負荷軽減に関する普及啓発

市民生活によって生じる環境への負荷を軽減するため、廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用による影響等について普及啓発を行います。

④ 事業者への排水適正管理の指導

環境負荷の大きい排水の流入による公共用水域の汚染防止のため、袖ヶ浦市環境条例、環境の保全に関する協定に基づく事前協議等において指導や立入調査を実施します。

⑤ 浄化槽の適正な維持管理の指導

浄化槽の設置者一人ひとりが適正に維持管理するよう、合併処理浄化槽設置時における指導及び広報紙による周知や普及啓発を行います。また、単独処理浄化槽や汲み取り式から合併処理浄化槽への転換を促進します。

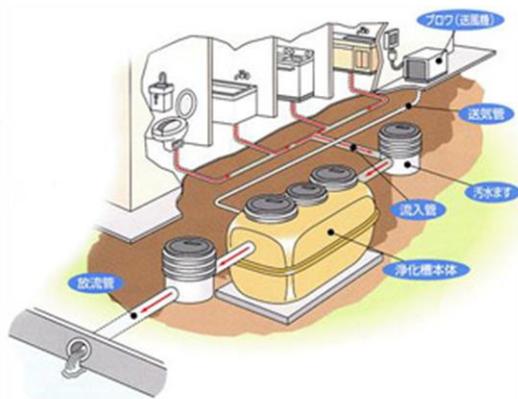


イラスト 合併処理浄化槽

⑥ 地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進

地質環境を保全するため、県との協力により、井戸所有者に対する指導や揚水量調査の実施及び地下水の水質調査等を推進します。

(3) 騒音・振動・悪臭の防止

現状と課題

騒音、振動、悪臭は、最も身近な公害で、日常生活に深い関係があり、人間の感覚を刺激し生活環境を損なうものであることから「感覚公害」とも呼ばれており、規模の大小にかかわらず、苦情の発生要因となります。

本市では、主に道路における騒音や振動、航空機騒音、畜産系の悪臭、工場からの悪臭が苦情の発生要因となっています。

自動車は、産業活動や日常生活において広く使用され、住宅地付近での走行による道路交通騒音・振動が問題となっており、市では道路交通騒音について定期的に測定を実施しています。

本市は、羽田空港に近接しており、近年では航空機が本市上空や上空付近を通過することにより騒音が発生し、苦情に至っています。

また、本市内陸部では、畜産が盛んであり、家畜糞尿による悪臭が原因となる苦情も発生しています。

さらに、本市臨海部は工場が建ち並び、それぞれの工場から特有の臭気が発生し、北風の吹く冬季を中心に風下の住宅地において悪臭の苦情が発生しており、対応が求められます。



図 騒音・振動・悪臭の苦情件数 (袖ヶ浦市)

目指す姿

騒音、振動、悪臭が低減され、市民が快適に暮らせる生活環境が保全されています。

目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
自動車騒音の環境基準達成率	87.5% (2015年度 ~2019年度)	達成率を向上させます (2031年度)	5年間ローテーションによる調査
騒音・振動・悪臭の苦情件数	21件 (2019年度)	苦情件数を減少させます (2031年度)	

主な取組

① 道路における騒音・振動対策の推進

自動車による騒音や振動を防止するため、定期的な市内の幹線道路沿道における調査や、苦情発生があった区間等の調査等を実施し、要請限度を超過する場合は、関係機関に対策を講じるよう要請します。



写真 道路における騒音・振動調査

② 航空機騒音対策の推進

本市では、羽田空港からの離陸に起因する航空機騒音が発生していることから、羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会において、航空機騒音の低減について要望します。

③ 家畜糞尿処理対策の推進

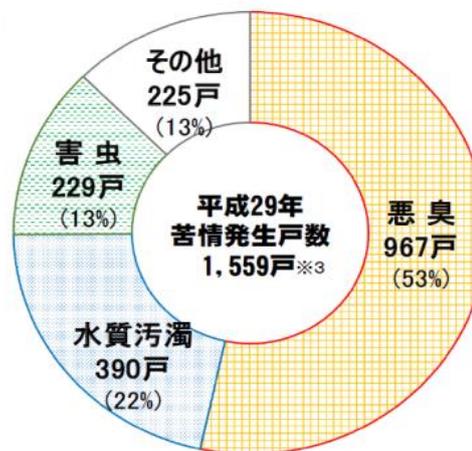
畜産業に由来する悪臭を低減するため、家畜糞尿処理施設の導入等について支援します。

- ・ 畜産経営由来の苦情発生件数は減少傾向だが、畜産農家戸数当たりの発生戸数(苦情発生率)は横ばいで推移。
- ・ 悪臭関連の苦情が過半を占めている。

○ 苦情発生戸数・苦情発生率の推移※1



○ 苦情内容の内訳



※1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。

※2 苦情発生率は、農家戸数が不明である「その他」(馬及びその他の家畜)を除いて算出している。

※3 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典: 農林水産省畜産部調べ、農林水産省「畜産統計」

図 畜産経営由来の苦情発生状況

④ 工場等への監視等の継続

工場等からの過剰な騒音、振動、悪臭の発生を防止するため、袖ヶ浦市環境条例や環境の保全に関する協定に基づき、工場等から発生する騒音等について、適正に指導します。また、市内で騒音等に係る苦情が発生した場合は、発生源の特定に努め、必要な指導を行います。

（４）有害化学物質等への対策

現状と課題

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらは全て様々な化学物質により成り立っています。

今日では、かつて見られたような高濃度の汚染事例は少なくなりましたが、低濃度であっても、人や生態系が極めて多くの化学物質に長期間さらされていることから、化学物質による長期的な影響に対する懸念が高まっています。また、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要すること、影響の科学的解明が十分ではないことなどが問題となっています。

このように、今日の化学物質問題は、化学物質が膨大な数に及ぶことや、有害な影響の有無やその発生の仕組みの科学的な解明が十分でないことなどから、対策を行うに当たっては、従来型の個別化学物質に対する規制的手法を適切に運用することに加え、市民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による環境リスクを低減していくことが必要です。

また、化学技術の発展により、これまで生活に密着していた化学物質に対し、新たに有害性が認められるなどの知見が生じた際には、国等の動向に従い、適切に対応しなければなりません。

目指す姿

市民一人ひとりが化学物質について理解を深め、適正に使用することで、化学物質等による環境リスクが低減され、安全と安心が確保されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
ダイオキシン類の環境基準達成率	100% (2018年度)	100% (毎年度)	

主な取組

① 有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供

一般大気環境中の有害化学物質の濃度を把握し、市民が安心して生活できるよう、有害大気汚染物質のモニタリング調査として、ダイオキシン類やベンゼンの調査を定期的実施するとともに、その結果を公表し、市民への情報提供を行います。また、ダイオキシン類、ベンゼン等に関する情報の周知を図ります。



写真 有害化学物質のモニタリング調査

② 農薬等の適正使用の推進

良好な生活環境を守り、安全な農作物を消費者に提供するため、農薬、殺虫剤、除草剤等の適正使用を促進し、農薬の空中散布を実施する際は、事前に広く市民へ周知します。また、市民や事業者への周知・啓発により、家庭や住宅地等で用いられる殺虫剤や除草剤等の適正な使用を推進します。



イラスト 農薬の適正使用に関するリーフレット
(出典：農林水産省)

③ 事業所等における有害化学物質の管理の推進

有害化学物質の自主的な管理を促進するため、環境の保全に関する協定を締結した事業所から年間計画書等の提出を求め、化学物質の使用、排出について把握します。

④ 新たな化学物質への対応

化学技術の発展により、新たに有害性が認められた化学物質への対応については、国や専門機関などが示す科学的知見に基づき適切に対応してまいります。

5 環境保全活動を推進するまち

関連する
SDGs目標



(1) 環境に関する情報発信

現状と課題

市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、イベントなどを通して環境情報の提供等の啓発活動を継続的に実施しています。

今日の環境問題は、極めて幅が広い問題であり、環境教育も、その対象は身近な身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人ひとりの感性や心の問題にまで及んでいます。

環境問題を解決するためには、様々な環境に関する情報から判断することが重要となります。また、市民や事業者が、自主的に行動できるよう環境に関する情報の提供を進めていくことや、環境に関する補助教材の提供を行うことが重要です。

目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、環境に関する情報発信がされています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
環境に関心を持っている市民の割合	66.7% (2019年度)	80% (2031年度)	市民意識調査

主な取組

① 市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表

市ホームページなどにおいて、市の環境の状況や各種施策に関する必要な情報を公表します。

② 広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供

6月の環境月間を中心に広報紙やホームページを活用して、環境問題に関する情報提供を行います。

③ 環境に関する補助教材の提供

「袖ヶ浦の環境」をはじめ、環境に関する資料、パンフレットなどを広く市民、事業者提供します。

コラム⑩ 森林浴の効果

森林浴は、樹木に接して精神的な癒しを求める行為のことをいいます。近くの公園を散歩する程度から登山や植物園見学、広くはキャンプまで幅広く森林浴に含まれます。日本では1982年に当時の林野庁により提唱されました。森林浴は身体に良いとされており、欧米では「森林浴セラピー」や「自然療法」として、森林浴が実際に医療の現場で実用化されており、保険が適用される国もあります。

森林浴はとても健康的で、次のような効能が期待されています。

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| ・ ストレスホルモン減少 | ・ 血圧、脈拍数低下 | ・ 副交感神経活動が活発 |
| ・ 交感神経活動抑制が活発 | ・ たんぱく質増加 | ・ 病気に対する免疫力UP |



写真 袖ヶ浦公園

森林浴の科学的な効能として、樹木が発散するフィトンチッドと呼ばれる揮発性物質が作用しているとされています。近年では、反応速度、脳波測定、心拍の変動、唾液中ストレスホルモンの濃度、心理的調査等を用いたリラックス効果等の定量化が試みられており、森林浴が人間に与える影響の科学的根拠が示されるようになってきています。

（２）環境学習・環境教育の推進

現状と課題

今日、地球上には環境破壊につながる様々な問題が発生しています。一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した行動をとることが求められ、そのための環境学習が必要となっています。

環境問題は、時代と共に変化し、その内容は多岐にわたるため、学習内容は適宜見直していくことが必要です。また、全ての世代が環境問題を理解し、その解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供することが重要です。

目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、幅広い世代や多くの環境項目に関する環境学習や環境教育の機会が提供されています。また、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するため、環境、社会、経済との関わりを盛り込んだ環境学習が推進されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
環境学習講座・自然散策会の実施回数	6回 (2018年度)	同等の実施回数を確保 します (2031年度)	
環境学習講座・自然散策会への参加者数	140名 (2018年度)	150名 (2031年度)	
環境関連講座等の実施回数	7回 (2018年度)	同等の実施回数を確保 します (2031年度)	
環境関連講座等への参加者数	95名 (2018年度)	105名 (2031年度)	

主な取組

① 環境学習講座等の実施

環境情報の提供や指導者の育成を図るため、環境学習講座、自然散策会、職員出前講座等を開催します。



写真 自然散策会

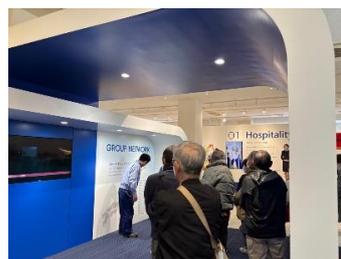


写真 環境学習講座（施設見学）

② 子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等

子どもを対象とした環境保全活動や環境学習の企画又は情報提供を継続的に推進します。

③ 社会教育施設を通じた環境教育活動の推進

交流センター、図書館、郷土博物館等の社会教育施設において、女性セミナー、スマート出前講座やエコプロの見学の開催を推進するとともに、郷土博物館の自然分野に関連した展示やイベント等の充実を図ります。



図 子ども向け自然観察会



図 郷土博物館企画展「袖ヶ浦の外来種」

④ 学校における環境教育の推進

小中学生を対象として、県内外の自然の中での体験活動等を通じてホタルを飼育し、休耕田に放流することや、小櫃川河畔に造成されたビオトープを活用した環境教育を実施します。また、地域のごみ拾いや、学校における緑のカーテンづくりを推進します。



写真 緑のカーテン
(2024年度最優秀賞)

⑤ 農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施

ひらおかの里農村公園を利用して、田植え、稲刈りなどの体験学習を実施することや、田んぼの学校、野菜栽培講習会、子どもチャレンジ教室を開催します。



写真 田んぼの学校

（３）協働による環境保全活動の推進

現状と課題

今日の環境問題は、大気・水質環境、騒音、振動等の身近な問題から地球規模の問題まで、大きな広がりを持っており、かつ、それぞれの項目が複雑に絡み合っています。環境保全の取組もそれぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果を発揮することが期待されます。

本市では、地域の環境美化を目的とした市内一斉清掃や臨海地区清掃等を実施するとともに、ボランティアによる椎の森自然環境保全緑地の整備、ホテルの生息環境を整備する市民団体への支援やP T A活動と自治会による資源回収活動等を更に推進していく必要があります。

目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、みんなが環境を保全するために、自ら行動を起こし、環境保全活動や環境美化活動に参加しています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
椎の森自然環境保全緑地のボランティア参加人数	27人 2014年度から2018年度までの平均人数	参加人数の現状を維持します (2031年度)	1回当たりの参加人数
資源回収自治会事業実施自治会数	115自治会 (2018年度)	120自治会 (2031年度)	

主な取組

① ボランティアとの協働による里山の保全

椎の森自然環境保全緑地におけるボランティアとの協働による下草刈等の軽作業を継続して推進します。



写真 協働によるボランティア活動

② 清掃活動の実施

地域の環境美化を目的として、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者の参加による清掃活動を実施するとともに、ポイ捨て防止啓発活動、ごみ拾いウォーキングなど、市民参加による啓発活動を実施します。



写真 臨海地区清掃



写真 市内一斉清掃



写真 ごみ拾いウォーキング

③ 花いっぱい運動の推進

地域の美観の保護や環境美化を目的とした花いっぱい運動において、自治会等への花の種の配布や、ボランティアによるフラワーポットの維持管理を促進します。



写真 花いっぱい運動

④ 資源回収制度の推進

ごみの分別やリサイクル意識の向上を図るため、自治会等における資源回収を推進します。

（４）市民等による環境保全活動への支援

現状と課題

環境保全の意欲は、それぞれが持つ問題意識や使命感、関心の深さや興味深さにより、自発的な意思によって意欲が湧いてきます。また、自発的な意思は、環境保全活動を始めるきっかけになります。

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付けた主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む活動をより一層支援する必要があります。

目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、環境問題に関する市民や事業者の自主的な活動が支援されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
ごみ拾いボランティアの活動日数	35日 (2018年度)	45日 (2031年度)	

主な取組

① 環境保全に係る市民活動への支援

地域の取組が継続したものになるため、環境保全を目的とした活動を主体的に実施する市民活動に対し、必要な支援を行います。



写真 水生生物の調査の支援

② 公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加

自治会やボランティア団体等の協力による一部の公園等の維持管理や草花の植栽、より美しい公園の整備や新たな団体の募集を行うなどの取組を継続的に推進します。



写真 公園の整備（代宿団地中央公園）

③ 環境に関する多様な人材の把握

情報ネットワークを活用し、環境保全に関する知識、能力等を持った地域における多様な人材の把握に努めます。

第5章 計画の推進

第1節 計画推進の基本的な考え方

5つの基本目標を達成し、目指す環境像を実現するためには、本市が示した取組を総合的、効率的に実施することや、市民、事業者及び市が自主的に環境配慮行動を実践することが必要です。また、各主体の取組が継続して実施されるためには、環境の状況や施策の実施状況を的確に把握し、取組結果に関して適切な点検・評価を行い、進行管理の仕組みの構築、それを実施するための体制の確保、更には計画の推進を促す制度や取組が必要です。

第2節 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係課や庁内会議において調整を行った上で、環境審議会における環境に関する施策の調査審議や提言等を受け、国、県、他自治体との連携・協力を図りながら、計画に位置付けた施策の着実な推進を図ります。

1 環境審議会

袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を策定することを定めています。また、第52条では、環境の保全に関して、基本的事項等を調査審議させるため、袖ヶ浦市環境審議会を設置しています。審議会委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

本計画の進行状況は、毎年度、袖ヶ浦市環境審議会に報告し、助言・提言を踏まえた上で、施策の着実な推進を図ります。

2 国・県・他自治体との連携

今日の環境問題には、その要因や影響が広範囲に及ぶものが増えており、市の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。国、県、他自治体との連携を図り、広域的な施策が効果的に展開されるよう連携強化を図ります。

3 庁内関係課との連携

環境管理課は、庁内関係課との調整を図り、環境に関する施策や施策における環境配慮を実施し、取組を推進します。

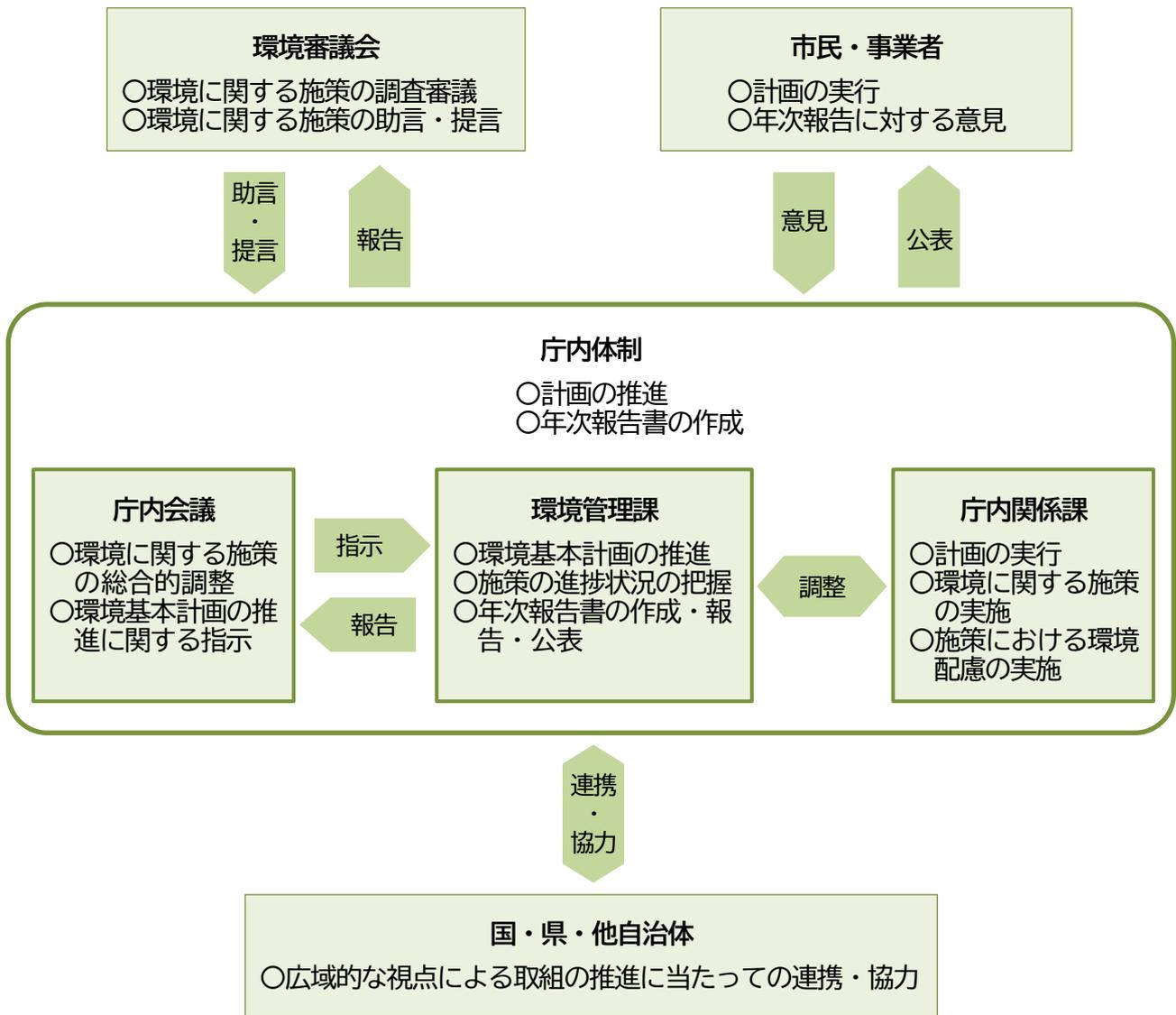


図 計画の推進体制

第3節 各主体に求められる役割

本計画を着実に推進するため、各主体に求められる具体的な取組例を示します。

1 地球環境を思いやるまち

(1) 市民

- ・省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・緑のカーテンづくりを積極的に実施する。
- ・公共交通機関を積極的に利用する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・交通ルールとマナーを守って道路を利用する。

(2) 事業者

- ・事業用太陽光発電設備について、適正な設置及び廃棄を行う。
- ・省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・地球温暖化対策実行計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・緑のカーテンづくりを積極的に実施する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・交通ルールとマナーを守って道路を利用する。

(3) 市

- ・再生可能エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集し、再生可能エネルギー設備を導入する。
- ・再生可能エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集する。
- ・事業用太陽光発電設備について、適正な設置及び廃棄を行うよう指導する。
- ・県の補助事業を活用し、家庭用省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入する者に補助を行う。
- ・省エネルギーに関する情報発信や意識啓発を行う。
- ・市民や事業者に対して、環境に配慮した製品の情報提供を行う。
- ・公共施設におけるLEDの導入に努める。
- ・地球温暖化対策実行計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・地球温暖化に関する情報提供を行う。
- ・緑のカーテンづくりを推進する。
- ・公共交通機関の利用促進を図る。
- ・低燃費車の導入を推進する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・計画的に道路改良工事を進める。
- ・気候変動の影響に関する情報の収集及び提供を行う。
- ・気候変動適応策を推進する。

2 循環型社会を形成するまち

(1) 市民

- ・ 廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践する。
- ・ 食品ロス削減の重要性を理解し、積極的に取り組む。
- ・ 廃棄物の減量化・資源化に努める。
- ・ 不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動に参加する。

(2) 事業者

- ・ 廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践する。
- ・ 食品ロス削減の重要性を理解し、積極的に取り組む。
- ・ 廃棄物の減量化・資源化に努める。
- ・ 不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動に参加する。
- ・ 建設発生土や再生土を適正に管理する。

(3) 市

- ・ 廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践するとともに、啓発活動を行う。
- ・ プラスチックごみ削減のための啓発を行う。
- ・ 県と連携を図りながら、食品ロスの削減の推進を行う。
- ・ バイオマスの利活用に向けた取組を行う。
- ・ 生ごみ肥料化容器や機械式生ごみ処理機に対して助成を行う。
- ・ 廃棄物等の適正処理に関する情報発信を行う。
- ・ 補助事業を活用し、経費の支援や改修作業時の人的支援をする。
- ・ 廃棄物の減量化・資源化のための施策を実施する。
- ・ 次期広域廃棄物処理施設の検討を進める。
- ・ 不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動への支援をする。
- ・ 不法投棄やポイ捨てを発見した際に、関係機関と連携し対応する。
- ・ 空き地の土地所有者等に土地の適正管理について指導を行う。
- ・ 建設発生土等の埋立てについて、土地所有者等への啓発を行う。
- ・ 建設発生土や再生土について、関係機関と連携して指導する。
- ・ 災害廃棄物処理計画を適切に運用する。

3 豊かな自然と共生するまち

(1) 市民

- ・ ボランティア活動に参加する。
- ・ 水と緑の里を活用する。
- ・ 緑地保存協定に指定された樹木や樹林を適正に管理する。
- ・ 市民や農業者による耕作放棄地の解消や抑制を行う。
- ・ 有害鳥獣発見時に通報する。

- ・有害鳥獣による被害の防除への取組を行う。
- ・公園や緑地を活用する。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための活動に参加する。
- ・景観まちづくりへの参加や身近な取組を行う。
- ・景観まちづくりのための社会奉仕活動に参加する。
- ・広告物に対しての理解を深め、除却活動に参加する。

(2) 事業者

- ・ボランティア活動に参加し、支援する。
- ・水と緑の里を活用する。
- ・緑地保存協定に指定された樹木や樹林を適正に管理する。
- ・積極的に緑化の推進を図る。
- ・新たな経営形態としての取組や安定した農業経営を確立する。
- ・有害鳥獣による被害の防除への取組や捕獲を行う。
- ・公園や緑地の適正管理の実施や、公園緑地の広報活動を行う。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための活動に参加する。
- ・景観まちづくりへの協力や積極的な取組を行う。
- ・景観まちづくりのための社会奉仕活動に参加する。

(3) 市

- ・ボランティア活動を支援する。
- ・ボランティアの募集や活動の場を提供する。
- ・公共施設における緑地の管理を行う。
- ・農業用ため池周辺の環境整備を行う。
- ・農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発や、水路の草刈り等への支援を行う。
- ・市内の樹木等の調査、指定及び管理状況の確認を行い、補助金を交付する。
- ・緑地保存協定の締結を推進する。
- ・緑の基本計画を策定する。
- ・生物多様性に関する普及啓発を行う。
- ・農地利用状況調査等の農地の状況把握や抑制のための啓発活動を行う。
- ・体験農園を開設する農業者を支援し、市民等への利用機会の拡大を図る。
- ・希少な野生生物の調査や保護を図る。
- ・生物多様性地域戦略を策定する。
- ・有害鳥獣や特定外来生物に関する普及啓発を行う。
- ・有害鳥獣について関係機関との連絡調整を図る。
- ・鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策を推進する。
- ・公園や緑地の適正管理の実施や、公園や緑地の広報活動を行う。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための草刈負担金の支出や、植栽資材を支給する。
- ・景観まちづくりを主体的に推進し、市民や事業者の取組を支援する。
- ・市民の景観まちづくりに対する意識を向上させるための取組を行う。

- ・屋外広告物法及び県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、違反広告物の除去ボランティア団体に対して支援する。

4 快適で安全に生活できるまち

(1) 市民

- ・野焼き行為を行わない。
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する。
- ・農薬等を適正に使用する。

(2) 事業者

- ・公害防止施設の設置等について、市の立入調査に協力する。
- ・野焼き行為を行わない。
- ・排水適正管理に係る市の調査に協力する。
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する。
- ・家畜糞尿処理施設の管理基準を遵守する。
- ・大気汚染物質に係る基準値を遵守する。
- ・農薬等を適正に使用する。
- ・有害化学物質に関して、適切に排出量の把握、管理を行う。

(3) 市

- ・大気汚染物質を監視し、市民への情報提供を行う。
- ・発生源施設に対する立入調査を行う。
- ・野焼きの通報があった場合、直ちに現地を確認し、必要な指導を行う。
- ・公害防止施設の設置等に対して指導を行う。
- ・大気環境監視システムや監視網の見直しを行う。
- ・水洗化のPRや、汚水処理施設の長寿命化対策工事を実施する。
- ・生活排水の負荷に関する意識の向上に資する啓発事業の展開や、補助制度の周知を行う。
- ・事業者への排水適正管理の監視体制を整備する。
- ・浄化槽に係る補助制度や保守点検等の啓発を行う。
- ・道路における騒音や振動について、環境調査を実施する。
- ・家畜糞尿処理施設整備の支援をする。
- ・大気汚染物質の監視を行い、必要に応じて対象事業所への立入調査を実施する。
- ・農薬等を適正に使用する。
- ・放射線に関する情報収集を行い、市内の測定結果の情報提供を行う。

5 環境保全活動を推進するまち

(1) 市民

- ・環境学習講座等へ積極的に参加する。
- ・社会教育施設で行う市民学芸員活動、展示やイベントに参加する。
- ・市内一斉清掃や花いっぱい運動に参加する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動に参加する。
- ・地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるように努める。

(2) 事業者

- ・環境学習講座等への支援を行う。
- ・臨海地区清掃や花いっぱい運動へ積極的に参加する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動に参加する。
- ・地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化やまちづくりに寄与するように努める。

(3) 市

- ・市の環境の状況や各種施策に関する情報を公表する。
- ・広報紙等を活用し、環境問題に関する情報提供を行う。
- ・環境に関する補助教材の提供を行う。
- ・環境に関する様々な講座を開催する。
- ・社会教育施設で行う市民学芸員活動、展示やイベントを開催する。
- ・学校において環境教育を実施する。
- ・農業や里山の保全を取り入れた環境教育を実施する。
- ・市内一斉清掃、臨海地区清掃、花いっぱい運動を実施する。
- ・資源回収自治会事業への助成や、適正な分別指導を行う。
- ・環境保全に係る市民活動への支援のための場を提供する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動を支援する。
- ・地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援する。

資料編

資料編

1 計画策定の経過

(1) 会議等の開催

日程	会議等	内容
令和7年8月26日	政策調整会議	第2次環境基本計画の改定について
8月28日	臨時政策調整会議	
9月4日	政策会議	
9月16日	第2回環境審議会	
9月26日	議会全員協議会	
10月1日 ～10月31日		第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】(案)に係るパブリックコメント
11月25日	政策調整会議	パブリックコメント手続の実施結果について
12月4日	政策会議	
12月22日	第5回環境審議会	パブリックコメント手続の実施結果の報告について 計画案の諮問
令和8年1月23日		計画案の答申
1月30日		計画決定

(2) 袖ヶ浦市環境審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体又は推薦団体	備考
学識経験者	梶山 雅司	一般財団法人千葉県環境財団 技術部長	副会長
	小林 文孝	千葉県君津健康福祉センター 副センター長	
	早川 雅晴	千葉県生物学会 編集部	
公共団体代表者	大古 政昭	君津市農業協同組合	
	大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会	
	森岡 かおり	袖ヶ浦市社会福祉協議会	
行政機関代表者	小泉 直弘	千葉県環境研究センター センター長	会長
企業代表者	香川 剛	日産化学株式会社	
	酒井 孝士	住友化学株式会社	
	原田 勝好	三井化学株式会社	
市民代表者	在原 幸江	公募	
	島村 富士美	公募	
	長嶋 美紀	公募	
	吉田 久美子	公募	

2 関係例規

(1) 袖ヶ浦市環境条例（抜粋）

平成11年12月27日条例第21号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
 - 第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第8条—第24条）
 - 第3章 生活環境の保全等に関する施策（第25条—第30条）
 - 第4章 ばい煙等の排出等の規制
 - 第1節 規制基準等（第31条—第35条）
 - 第2節 特定施設及び特定作業の規制（第36条—第44条）
 - 第3節 特定建設作業の規制（第45条・第46条）
 - 第4節 拡声機の使用等の規制（第47条—第51条）
 - 第5章 環境審議会（第52条・第53条）
 - 第6章 雑則（第54条—第58条）
 - 第7章 罰則（第59条—第62条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めるとともに、生活環境の保全等に関する市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 （略）

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ袖ヶ浦市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

第10条～第24条 (略)

第3章 生活環境の保全等に関する施策

第25条～第30条 (略)

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第31条～第51条 (略)

第5章 環境審議会

(設置)

第52条 環境の保全に関して、基本的事項等を調査審議させるため、袖ヶ浦市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第53条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

第54条～第58条 (略)

第7章 罰則

第59条～第62条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市公害防止条例の廃止)

2 袖ヶ浦市公害防止条例(昭和47年条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の袖ヶ浦市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日の前日において袖ヶ浦市公害防止条例第11条の2に規定する袖ヶ浦市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第53条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第53条第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

(2) 袖ヶ浦市環境審議会規則

平成12年3月15日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市環境条例（平成11年条例第21号）第53条第4項の規定により、袖ヶ浦市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について、調査審議を行うものとする。

- (1) 袖ヶ浦市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 公害防止のための規制基準の制定、変更及び廃止に関すること。
- (3) 水道水源保全地域の指定、変更及び解除に関すること。
- (4) 水道水源保全地域における排出水の汚染状態についての排水基準の制定及び変更に関すること。
- (5) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 公共的団体を代表する者 3人以内
- (3) 企業を代表する者 3人以内
- (4) 市民を代表する者 4人以内
- (5) 行政機関を代表する者 1人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(特別委員会)

第6条 審議会は、必要に応じ特定事項を調査し、又は審議するため特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、会長の指名する審議会委員をもって組織する。

3 特別委員会に委員長及び副委員長を置き、特別委員の互選により定める。

4 前条の規定は、特別委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「特別委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、読み替えるものとする。

(参考意見の聴取)

第7条 審議会及び特別委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、関係資料を提出させ、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部環境管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市環境審議会規則の廃止)

2 袖ヶ浦市環境審議会規則(昭和51年規則第19号の2)は、廃止する。

3 諮問及び答申

(1) 諮問書

袖 環 第 3 3 3 5 号

令和7年12月22日

袖ヶ浦市環境審議会
会長 小泉 直弘 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】(案)について(諮問)
下記の事項について、袖ヶ浦市環境条例第8条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】(案)について

2 理由

本市は、平成11年に制定した袖ヶ浦市環境条例(平成11年条例第21号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年3月に袖ヶ浦市環境基本計画を策定し、社会情勢等の変化に合わせて改正を行い、令和2年3月には、新たに第2次袖ヶ浦市環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

その後、地球温暖化対策をはじめとした国内外における環境行政を取り巻く状況が大きく変化し、本市においても、再生資源物の屋外保管に関する条例の制定や、地球温暖化対策実行計画を策定したことから、本計画を改正する運びとなりました。

貴審議会におかれましては、十分な御審議の上、答申くださいますようお願い申し上げます。

3 内容

別添「第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】(案)」のとおり

(2) 答申書

袖 環 審 第 7 号
令和8年 1月23日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市環境審議会
会長 小泉 直弘

第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】(案)について(答申)
令和7年12月22日付け袖環第3335号で当審議会に諮問のありました
標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】(案)について

2 諮問内容に対する意見

袖ヶ浦市環境審議会規則(平成21年規則第6号)第2条第1項第1号の規定に基づき、第2次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】(案)について慎重に審議し、適当なものであるとの結論を得ました。

なお、審議の過程における意見を次のとおり付記しますので、十分に配慮されることを要望します。

(1) 本計画の周知について

市民や事業者が市の環境施策について関心が持てるよう、積極的に情報発信を行うこと。

(2) 環境教育の推進及び環境保全活動団体との連携について

あらゆる年代が環境に関心を持ち、将来にわたって環境保全活動が継続されるよう、将来を担う子どもたちへは、小中学校における環境教育等を推進し、また、既に環境保全活動に取り組んでいる団体との連携に努めること。

(3) パトロール等による監視の強化について

廃棄物等の不法投棄や不適正な事業場の稼働などに対応するため、引き続きパトロール等による監視を強化し、これらの未然防止に努めること。

以上

4 用語集

【あ行】

- 一般廃棄物
産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。
- インフラ
インフラストラクチャー（infrastructure）の略称で「下支えするもの」や「下部構造」を指す観念的な用語です。日本語では社会基盤、基盤施設、経済基盤と訳されています。
- ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に満たされ、良好な状態にあることを指し、単に病気でないだけでなく、人生に充実感や幸福感を感じられる包括的な概念です。
- エコドライブ【⇒ p. 23】
燃費を向上させるために運転者が行う取組や、そうした取組のもとに行う運転のことで、環境省からは「エコドライブ10のすすめ」が発表されています。
- 屋外広告物条例
屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、良好な景観の形成と風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする条例です。
- 温室効果ガス
大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、代表的な物質として、オゾン、CO₂、メタンなどがあります。地球温暖化の主な原因とされています。

【か行】

- 化石燃料
石油、石炭、天然ガスなどのことです。微生物の死骸や枯れた植物等が何億年という時間をかけて化石となり、やがて石油や石炭になったと考えられているため、このように呼ばれています。
- 合併処理浄化槽
トイレの汚水や、台所、お風呂等の生活雑排水を一緒に処理する浄化槽のことです。トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽より環境への負荷が低減されます。
- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
正式名称は家庭用燃料電池コージェネレーションシステムといい、都市ガス等から取り出した「水素」と空気中の「酸素」を化学反応させて電気を起こすと同時に、発電時に発生する熱によりお湯が作ることができる、エネルギー効率が非常に高いシステムです。また、近年のモデルでは、停電時においても発電と給湯を継続することができます。
- カーボンニュートラル
CO₂などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量や技術による除去量を差し引き、「実質的にゼロ」にすることを目指す考え方や状態をいいます。
- 環境基準
人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかという目標を定めたものです。
- クーリングシェルター
熱中症対策の一環として、避暑のために設置・活用され、だれでも気軽に涼むことができる場所や施設のことで、本市では「ガウラの涼みスポット」として市内各所の公共

施設、民間施設を指定しています。

●クールビズ

夏の省エネ・省CO₂対策として、冷房時の室温 28℃を目安に快適に過ごせる服装を推奨する取り組みです。ノーネクタイ・ノージャケットが基本で、ポロシャツや通気性の良い素材のシャツなど軽装を取り入れるものです。

●建設発生土

建設工事では出る余分な土砂のことで、「残土（ざんど）」とも呼ばれ、産業廃棄物ではありませんが、埋立等の処分をする場合は、有害物質等の含有量や、積み上げ高さや傾斜など、適切な管理が必要です。

●光化学オキシダント

自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤等に含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生する化学物質の総称です。初夏に高濃度になりやすく、高濃度になると目の痛みや、のどの痛みなどを感じる場合があります。

●光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度上昇によって、大気中にもや（スモッグ）がかかる現象のことです。スモッグ（smog）とは、煙（smoke）と霧（fog）が語源であり、大気汚染により視界が狭くなることをいいます。

●国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

地球温暖化対策に世界全体で取り組むための国際ルールや行動計画を話し合う会議を指します。「COP」は締約国会議（Conference of Parties）の略称であり、2015年にフランス・パリで開催された会議はCOP21と呼び、数字は開催数を示します。

【さ行】

●再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部等、自然界に常に存在するエネルギーのことです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱などに加え、バイオマス（動植物に由来する有機物）が再生可能エネルギーと呼ばれています。

●再生資源物

製品としての使用が終了し、なお資源として有用な金属くず等のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物等に該当しないものをいいます。本市では再生資源物を屋外で保管する場合、原則として事業場ごとに許可を受けなければなりません。

●再生土

建設汚泥などの産業廃棄物に、脱水・破砕などの中間処理を施し、資材として再資源化したものをいいます。

●サーキュラーエコノミー（循環経済）

大量生産・大量消費・大量廃棄（リニアエコノミー）から脱却し、資源を効率的・循環的に利用して価値を最大化する経済システムです。既存の仕組みの中で資源循環を目指す循環型社会と異なり、製品の設計段階から廃棄物を出さないことを前提とし、リユース、リサイクル、リペア、シェアリングなどを通じて製品や素材の寿命を延ばし、資源の消費と環境負荷を最小限に抑えながら、新たな経済成長を目指す考え方です。

●里山

大自然と都市との間に位置し、集落や人里に接した緑豊かな、人と自然が共存する森です。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を指します。

- 残土
⇒「建設発生土」の項参照
- 省エネルギー
エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすことです。温室効果ガスの排出削減だけでなく、光熱費の削減につながります。
- 食品ロス
まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、食べ残しや過剰な除去、売れ残りなどにより、日本では年間約464万トン（2021年度推計）発生しています。処理時のCO₂排出やコスト増など地球環境や経済にも悪影響を与えるため、削減に向けた取り組みが重要視されています。
- 自家焼却・野焼き
自宅の庭先や畑地等における廃棄物等を焼却処分することです。廃棄物を焼却することは、一部例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。
- 次世代自動車
CO₂排出量削減や大気汚染物質の低減を目指し、環境負荷が少ない自動車の総称で、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）、ハイブリッド車（HV）、クリーンディーゼル車などが含まれます
- 循環型社会
環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。
- 水源の涵養
森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化（一定にすること）して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のことです。
- ストックマネジメント
道路や下水道などの公共インフラ（ストック）が老朽化していく中で、長期的な視点で施設の現状を把握・予測し、点検・調査、修繕・改築などを計画的かつ効率的に実施することで、ライフサイクルコストの最小化と持続可能なサービス提供を目指す施設管理手法です。単に劣化部分を直すだけでなく、リスク評価に基づいた優先順位付けを行い、費用対効果の高い維持管理を実現し、将来的な更新費用を平準化・最小化することが目的です。
- 生物多様性【⇒p. 39】
様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。
- 生物多様性戦略
生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

【た行】

- ダイオキシン類
ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で副次的に生成する物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、その量はごくわずかです。過去に生産されていた農薬の不純物としても存在し、拡散されました。ダイオキシン類は、分解されにくい性質を持ち、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。
- 地球温暖化
地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化等の自然的要因により生じるといわれています。
- デコ活【⇒p. 18】
環境省が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、「脱炭素(Decarbonization)」の「デ」と「エコ(Eco)」を組み合わせた言葉です。2050

年カーボンニュートラルの実現に向け、国民一人ひとりが脱炭素を意識した「豊かで快適な生活」を送ることを目指し、省エネ家電の活用、節水、テレワーク、地産地消など、CO₂削減につながる様々な活動全般を指します。

●特定外来生物【⇒p. 41】

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあるとして指定された海外を起源とする生物をいいます。

【な行】

●ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せて「自然を豊かにする」という国際的な目標で、2030年までに自然の損失を反転させ、2050年までに完全な回復を目指す概念です。

●農業用廃プラスチック

農業分野から排出される廃プラスチックには、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、苗や花のポット、牧草等のサイレージラップなどがあり、農業分野、特に施設園芸にとってプラスチックは必要不可欠な生産資材となっています。

【は行】

●バイオマス

動植物由来の有機性の資源のことです。主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。バイオマスは、食料や飼料、肥料、建築資材、家具、繊維製品、日用品など様々な分野で利用されているほか、バイオマスを燃料とした熱や電力は再生可能エネルギーとして利用されています。

●東日本大震災

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害です。

●ビオトープ

本来は自然環境そのものがビオトープとなりますが、生き物が住みにくい都市部等で、人間によって造り出された自然環境を特にビオトープというようになっています。

●ヒートアイランド現象

ヒートアイランド(heat island)現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のことです。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。

●プラスチックごみ

プラスチックごみの多くは、包装・容器類として使われたものです。これらのプラスチックごみを不燃物として収集する自治体もありますが、分別せずに焼却しているところも多く、焼却による環境汚染が懸念されています。

●ベンゼン

ベンゼンは、原油に含まれており、ガソリンの成分の1つです。大気中におけるベンゼンの主な発生源は、自動車の排気ガスと考えられており、大気環境基準(0.003mg/m³以下)が設定されています。

【ま行】

●マイクロプラスチック

環境中に存在する微小なプラスチック粒子は、マイクロプラスチックと呼ばれ、深刻な環境問題の一つとなっています。一般に5ミリメートル以下の大きさのものをマイクロプラスチックと呼んでいます。

【や行】

●有害鳥獣

人畜や農作物等に被害を与える鳥獣のことで、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、人の生活に何らかの被害を及ぼした場合に有害鳥獣といえます。

●有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法等で指定されたものをいいます。

●遊休農地・荒廃農地

農林水産省では、遊休農地を「耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、荒廃農地を「現に耕作されておらず、耕作を放棄したことにより荒廃し、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地」としています。

●揚水施設

地下水を汲み上げる井戸のことです。千葉県では、地下水採取規制の指定区域内において、吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水機（ポンプ）を用いて新たに汲み上げようとする場合には、知事の許可が必要となります。

●要請限度

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者等に対して対策を講じるよう要請することができるとしています。この判断の基準となる値を要請限度と呼びます。

【ら行】

●リニアエコノミー（線型経済）

「資源を採掘（Take）し、製品を製造（Make）し、使い捨て（Waste）する」という、原材料の採取から廃棄までが一方通行の従来の経済モデルです。大量生産・大量消費・大量廃棄を前提としており、資源の枯渇や廃棄物増加、環境汚染などの問題を引き起こすため、これに代わる持続可能な経済システムとしてサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が世界的に求められています。

●レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書で、1966年にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されています。

【英数】

●HEMS（へむす）

Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメント システム）の略称で、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムです。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面等で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりします。

●IPCC（あいしーピーピー）

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称で、1988年に世界気象機関と国連環境計画という組織によって設立されました。世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書を作り、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供しています。

●LED（えるいーでいー）照明【⇒p. 21】

発光ダイオード（Light-Emitting Diode：電圧を加えた際に発光する半導体素子）を使用した照明器具のことで、低消費電力で長寿命といった特徴を持つため、環境負荷が少ない照明として普及しています。

●PM2.5（ぴーえむ2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ (μm :マイクロメートル、 $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子のことです。PM 2.5 は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

●PFAS (ピーふあす)

炭素とフッ素からなる1万種類以上ある人工化合物の総称で、水や油をはじく性質(撥水・撥油性)を持ち、「永遠の化学物質」とも呼ばれ、環境中で分解されにくい特徴があります。PFOSやPFOAが有名で、泡消火剤などに使われ、難分解性・高蓄積性・長距離移動性から、環境汚染や健康被害が懸念され、国際的・国内で規制が進んでいます。

●SDGs (えすでいーじーず)【⇒p. 13】

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国連目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言しています。

●V2H (ぶいつーえいち)

Vehicle to Homeの略称で、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)に溜めた電気を、家に供給し利用できるシステムを指し、「車(Vehicle)から家(Home)へ」電気を双方向でやり取りすることができます。

●ZEH (ぜっち)【⇒p. 17】

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、高い断熱性・高効率設備による「省エネ」と、太陽光発電などの「創エネ」を組み合わせ、年間のエネルギー消費量を実質ゼロ以下にする住宅のことです。快適な室内環境を保ちながら光熱費を削減でき、災害時のレジリエンス向上にもつながります。

●ZEB (ぜぶ)

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を保ちながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を実質ゼロにすることを目指した建物のことです。

●3R (すりーあーる) 活動

廃棄物の削減と資源の有効活用を通じて持続可能な社会を目指すための活動で、Reduce(ごみを減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(資源として再利用する)の3つの頭文字「R」に由来して呼称されています。

●30by30 (さーていばいさーてい)

2030年までに世界の陸と海の30%以上を、健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標です。生物多様性の損失を止め、自然を回復させる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」という大きな目標に向けた具体的なアクションです。

●3010 (さんまるいちまる) 運動

長野県松本市で考案され、全国的に広まりを見せている食品ロス削減運動です。「飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らそう」という運動のことです。



第2次袖ヶ浦市環境基本計画

- 2020年3月策定 -
- 2026年1月改定 -

発行：袖ヶ浦市環境経済部環境管理課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1

TEL：0438-62-3404 FAX：0438-62-7485

E-mail：sode17@city.sodegaura.chiba.jp